

第百七十九回国
参議院国土交通委員会會議録第三号

平成二十三年十二月一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十八日

辞任

渡辺 猛之君

補欠選任

溝手 顕正君

十一月二十九日

辞任

溝手 顕正君

補欠選任

渡辺 猛之君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岡田 直樹君

池口 修次君

友近 聡朗君

佐藤 信秋君

吉田 博美君

谷合 正明君

委員

植松恵美子君

大河原雅子君

白 眞勲君

平山 幸司君

藤本 祐司君

藤原 良信君

前田 武志君

室井 邦彦君

米長 晴信君

岩井 茂樹君

大江 康弘君

小泉 昭男君

伊達 忠一君

中原 八一君

渡辺 猛之君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局側

政府参考人

常任委員会専門

員

経済産業大臣官

房審議官

国土交通省水

理・国土保全

局長

国土交通省鉄

道局長

国土交通省自

動車局長

観光庁長官

海上保安庁次

長

観光庁長官

海上保安庁次

長

観光庁長官

海上保安庁次

長

観光庁長官

海上保安庁次

長

観光庁長官

海上保安庁次

長

観光庁長官

海上保安庁次

長

観光庁長官

海上保安庁次

長沢 広明君

上野ひろし君

藤井 孝男君

吉田 忠智君

前田 武志君

後藤 斎君

奥田 建君

津島 恭一君

室井 邦彦君

櫛原 利明君

黒田 篤郎君

関 克己君

久保 成人君

中田 徹君

溝畑 宏君

榎野 龍二君

先機閣改革の必要性に関する件)

(ジオパークの普及促進を通じた観光振興に關する件)

(ハッ場ダム建設事業の再検証作業の現状と今後の見通しに関する件)

(尖閣諸島の灯台の機能強化の必要性に関する件)

(被災したバス事業者への支援制度の必要性に關する件)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

省自動車局長中田徹君、観光庁長官溝畑宏君及び海上保安庁次長榎野龍二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡田直樹君) 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題といたします。

先般、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。池口修次君。

○池口修次君 まず、調査につきまして、非常に日程的に厳しいタイトな時間の中で委員の皆さんには参加していただきまして、大変ありがとうございました。

私の方から報告をさせていただきたいというふうに思います。

十一月十日、岩手県において、東日本大震災により被害を受けた社会資本の復旧復興状況等の実情を調査してまいりました。

参加者は、岡田直樹委員長、友近聡朗理事、佐藤信秋理事、吉田博美理事、谷合正明理事、大河原雅子委員、白眞勲委員、藤本祐司委員、藤原良信委員、岩井茂樹委員、吉田忠智委員及び私、池口修次の十二名であります。

現地調査の概要を御報告いたします。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震は、岩手県沿岸南部、内陸北部、内陸南部で震度六弱、沿岸北部で震度五強の激しい揺れをもたらしました。

また、地震後発生した大津波により、宮古市で最大波八・五メートル以上、大船渡市で最大波八・〇メートル以上、釜石市で最大波四・二メートル以上を記録したほか、県内全体で津波による浸水

面積が五十八平方キロメートルに及ぶなど、甚大な被害が生じました。

この度の東日本大震災により、岩手県では、判明しているだけで死者・行方不明者数が六千百名、全壊、半壊の住家被害が二万五千棟、公共土木施設被害額は二千六百億円に上っております。

現地におきましては、まず、車中において、徳山東北地方整備局長及び清谷東北運輸局長から被害状況の概要について説明を聴取いたしました。

その後、陸前高田市の国道四十五号気仙大橋の復旧状況を視察いたしました。気仙大橋は、地震後の津波により、橋梁上部工が流出しましたが、流失した橋梁下流側に仮橋を設置する工事が、予定を二か月以上も前倒しされ七月に開通し、地域住民に強いられていた広域迂回が解消されたこととであります。

次いで、陸前高田市役所仮庁舎において、戸羽市長から、三陸縦貫自動車道や沿岸と内陸を結ぶ国道、主要地方道を始めとする災害に強い道路網の構築、津波に強い防潮堤等の整備促進及び消防団員の安全を確保するための水門の遠隔操作化、国営防災メモリアル公園の整備、JR大船渡線の早期復旧並びに防災集団移転促進事業の拡充、被災市街地復興土地地区画整理事業の拡充、災害公営住宅の整備促進及び現行制度を利用しないで高台移転する者への支援制度の創設についての要望を伺うとともに、見舞金を手交いたしました。また、中村岩手県沿岸広域振興局長より、岩手県の東日本大震災津波に関する要望書を受領いたしました。

派遣委員との間では、高台移転等の現状と復興計画策定における課題、移転跡地の買取り価格の設定の在り方、都市計画事業認可等の県による各種手続の迅速化の必要性などについて意見が交わされました。

続いて訪問した大船渡市役所において、戸田市長から、北里大学海洋生命科学部三陸キャンパスの早期再開への支援、地域の基幹的な企業が所有する岸壁や倉庫及び大船渡港で被災した荷役機械

等の復旧に対する財政支援、三陸縦貫自動車道の整備促進、想定を超える大津波が来ても崩壊しないような大船渡港湾口防波堤、防潮堤等の早期復旧に向けた十分な予算措置などについての要望を伺い、次いで、市民生活の復興、産業・経済の復興、都市基盤の復興及び防災まちづくりの四つを柱とした大船渡市復興計画について説明を聴取するとともに、見舞金を手交いたしました。

次に、大船渡港の被災状況を視察いたしました。大船渡港は、防潮堤や岸壁の損傷、臨港道路の剥離等のほか、湾口防波堤が倒壊するなどの多大なる被害が生じており、湾口防波堤はおおむね五年、被災した岸壁等の港湾施設はおおむね二年以内を目途に港湾機能の本格復旧を目指すこととあります。なお、十一月より、大船渡港における主要企業である太平洋セメントが工場での生産を再開したことで、復興に向けた一歩を踏み出しているとのこととあります。

続いて、釜石市に入り、三陸鉄道株式会社望月代表取締役社長より説明を受けながら、三陸鉄道の南リアス線荒川橋梁の被災状況を視察いたしました。三陸鉄道の施設は、津波により橋梁桁が流出したほか、線路や駅舎などに大きな被害が生じたとのこととあります。しかし、線路の盛土が二線堤の役割を果たすなど防災面でも評価されており、現状復旧を考えているとのこととあります。また、なお、三陸鉄道全線の運転再開は、平成二十六年四月ごろの見込みとなるとのこととあります。

最後に、車中から、三陸縦貫自動車道釜石山田道路の釜石両石―釜石北間を視察いたしました。釜石両石―釜石北間は地震発生六日前の三月五日に供用開始された区間であり、地震直後、釜石山田道路に避難してきた児童生徒たちが孤立することなく避難所まで移動できたことや、地震後において避難所までの救援物資を運ぶ道路となったことなど、まさに命をつなぐ道としての機能を果たしたとのこととございます。

以上が調査の概要であります。

今回、調査を行った地域は、地震後の津波により甚大な被害が生じた地域であります。こうした地域に対し、効率的、効果的な復旧復興に向けた対策をいかに講じていくかが今後の大きな課題であります。陸前高田市や大船渡市を始めとする被災地では、復興計画に基づき、将来にわたって安心して暮らせる町づくりを目指すこととなりますが、被災者の生活再建や地域産業の復興支援に取り組みつつ防災・減災町づくりを実現するには、政府の果たす役割が重大であります。

とりわけ、道路、鉄道、港湾を始めとする社会資本については、今後、地域住民の重要な交通手段であるJR大船渡線や三陸鉄道の早期全面復旧、地域経済の基盤である大船渡港を始めとする港湾や津波の被害から町を守る防波堤、防潮堤の早期復旧等に対し、更なる国の支援が不可欠であることを痛感するとともに、救急救命活動や緊急物資の輸送路など命の道としての役割を担う幹線道路網の整備など、災害に強い国土の構築のため、国としてあらゆる施策を講じる重要性を認識した次第であります。

最後に、復旧作業等でお忙しい中、本調査に御協力いただきました方々に厚く御礼申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げまして、派遣報告を終わります。

○委員長(岡田直樹君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩井茂樹君 自由民主党の岩井茂樹でございます。本日は、前田大臣並びに室井政務官、どうかよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。まずは、一般質疑ということで、伊豆縦貫自動車道を始めとした平成二十四年度に国直轄で新規整備する高速道路について質問をさせていただきます。

お手元の資料一を御覧ください。平成二十三年十一月十一日付けの静岡新聞の記事によりまずと、国土交通省の社会資本整備審議

会の部会は、十一月の十六日、二〇二二年度の国直轄で新規整備する高速道路として国交省が選んだ伊豆縦貫自動車道河津下田道路二期工事など、十三区間の着手を了承したとのこととでございます。

さて、この高速道路の新規整備について質問する前に、前提として、民主党政権の公共事業に対する認識について伺いをいたします。

民主党は、平成二十一年の衆議院選挙に際して、コンクリートから人へというキャッチコピーを掲げておりました。しかし、その後、東日本大震災が発生し、かけがえのない国民の生命とそして財産を多数失うという悲劇が起こりました。この東日本大震災を受けまして、今年の、平成二十三年五月二十六日、参議院の国土交通委員会の質疑の中で、岡田直樹議員、ただいま参議院の国土交通委員会の委員長を務められておりますけれども、の質問に対して、大島大臣がこう答えられております。今回の大震災の中ではコンクリートが人の命を救ったというところがたくさん見られます、このように述べられました。

そこで、前田大臣、伺いたいいたします。東日本大震災の後、政府として社会資本又は公共事業に対する認識は変わりましたでしょうか、その辺りの見解をお聞かせください。

○国務大臣(前田武志君) 岩井議員にお答えをいたします。社会資本あるいは公共施設の在り方論ですね。冒頭ちよつと御指摘のコンクリートから人へというの、確かに二十一年の選挙のときの一つの民主党の目指す人間中心の政策という意味で、象徴的な意味でキャッチコピーとして使ったんだらうと思います。そのことに関しては、大島大臣の三・一一の結果を踏まえての反省の中からそういう御答弁もあつたかなと思います。私も理念としては、今までのコンクリートというとか何か人間生活からはちよつと離れた巨大なというようなイメージを象徴させていて、そして生活が第一とい

う方を人という言い方をしたんだろうと思うんですね。

しかし、この三・一一の結果というのは、先ほど池口理事が代表して当委員会の三陸、岩手の御報告がありました。あそこで幾つか現場の視察を踏まえて重要な御指摘がされていた、そのとおりだと思うんですね。例えば、命の道、これは三・一一の前にもそういう言い方はされていたと思うんですが、三・一一以降は、もうまさしく国民の意識の中にそういった命の道というものの重要性、特に沿岸部の方々、三陸でなくとも海岸部の方々はこの命の道というものの重要性というのを痛烈に認識をされていると思います。そういった結果を踏まえて社会資本整備の在り方ということを考えていかなければならないと思います。

私が赴任以来申し上げているのは、とにかくつなぐというのと、命の道なんだから。高速道路等はレベルの高い規格で、例えば交通量等からいって四車線、そんなのを何十年も掛けて完成させるという、もちろんそれは目標としてきちっと工程を持ってやっていかないとかわいけませんが、その前に、重要なところは、今の御報告にあった三陸の、釜石ですか、まさしくあの被災の直前に開通した区間が命の道の機能を発揮したということの御報告もあったと思いますけれども、そういった重要なところはまず完成させる、区間はそこにある現道なんかで使えるものをつないでいくというようなことで、とにかく早くつなぐということが重要ではないかと、こう思います。

いずれにしても、国民の安心、安全というものが社会資本整備の最も重要な使命であるということを確認されました。更に申し上げれば、その釜石の道路のケース、多分、この道路を造ったときには、まさかあれだけの劇的な人命救助、命の道の機能を発揮するとは設計にかかわった方々が想像もされていなかったんじゃないのかなと思うんですね。これは鉄道であつても港湾であつても同じようにそういう機能を発揮し得るということ、これから公共施設、社会資本を整備していく

ときには、その辺までやはり掘り下げて、幅を広げて、地域の中で本当にこれが安心と、そしていざとなったときには安全装置になるんだと思っていただけのようなそういう考え方で整備をしていく必要があるなということをつくづく感じているところでもあります。

○岩井茂樹君 ただいま大臣のお言葉の中から、命の道、国民の意識が変わったというお話がありました。是非とも、本日の国民目線ということで必要な社会資本整備、続けていただきたいと思っております。

また、私は以前から、今までのBバイCの考え方だけでは社会資本の全ての効用を表現できないのではないかと、こういうふうに出てまいりました。そこで、質問いたします。社会資本整備に

対して、東日本大震災の経験を踏まえて、事業評価を行う際に何か変わったこと、又は新しく何か取り入れた方法などがありましたら、教えていただければと思います。

○大臣政務官(室井邦彦君) 岩井茂樹先生の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、社会資本整備、今回の東日本大震災で何が変わったのか、何が新しく変わったのか、そういう手法になったのかという御質問であつたと思います。

まず、もちろん道路についてですが、震災のときの対応、今大臣もおっしゃいましたこの命の道としての救急搬送、また地域活動、地域の活性化についても多岐に道路はわたつております。この東日本大震災、また、もとより九月に台風十二号に伴う豪雨についても、現在開通している道路が救急搬送、そしてまた救急物資、そういう搬送に非常に効果が、役に立たせていただいたと。そういう面に大きく貢献したということに対して、今後、防災面の効果、現行の三便益、BバイCだけでは十分に評価ができない、こう考えております。

今後、道路事業の目的、効果に見合った多様な

評価手法を更に追加をして評価実施をしていかななくてはならない、このように考えております。まさに三陸沿岸道路等の新規事業への評価を適用をさせていただきました。今後とも、評価手法の充実を更に図っていききたい、このように考えております。

○岩井茂樹君 ただいまのお言葉の中、要約すると、防災面での効果を評価に入れていこうというようなお話かと思っております。

そこで、先ほど述べました平成二十四年度の新規事業、概算要求の中で直轄十三事業、この着手を了承した件について、具体的に何らか震災から学んだ知見、これは評価に入れられているんでしょうか。

○大臣政務官(室井邦彦君) お答えをいたします。

今回の震災、また高速道路が果たした役割をいろいろと踏まえて、地域のまず孤立化を防ぐ、これは非常に重要なことであり、さらに、ネットワークの多重性を確保をしていくためにはさらにこのミッシングリンクの解消、大臣もおっしゃいましたけれども、強い幹線道路のネットワークを整備することが改めて必要である、このようなことを認識をいたしました。

さらに、この平成二十四年度の予算要求に係る新規事業化、その候補地でありましたが、これまで津波は停滞とか交通事故等の状況で判断をしたところが非常に強いところでありましたが、この度は津波又は浸水地域の有無、さらには代替路の状況などをしっかりと判断をしながら、災害面にも着目した必要性の高い評価箇所として選定をしていきたい、このように考えております。

○岩井茂樹君 防災面の指標をしっかりと入れていくということで、是非ともその考え方で今後もやっていただきたいと思っております。

さて、今のお話関係しますけれども、この十三事業のうち、私の地元静岡県、伊豆縦貫自動車道について少しお尋ねしたいと思っております。

震災前より、伊豆縦貫自動車道の必要性は地域

の住民の方々から訴えられてまいりました。この道路は沼津市や三島市、伊豆地域と東名及び新東名高速道路を連結することにより伊豆地方へ高速サービスを提供し、海、山などの自然環境や温泉などの観光資源に恵まれた伊豆地域の発展に大きな役割を果たすとともに、地域医療を支え快適な観光の実現や安心して生活できる環境の実現に資する道路であります。

現在、静岡県は東海・東南海・南海連動型地震の発生が予測され、さらに伊豆半島は国道全体の三分の一が雨量等の通行規制区間であり、東海地震時には緊急輸送路である国道百三十五号、百三十六号が津波により浸水し、迅速な救援活動に支障が出るおそれがございます。伊豆縦貫自動車道の整備により、雨量等の通行規制区間や東海地震による津波浸水区域等を回避し、災害時における安全性、信頼性を確保することができそうです。

にもかかわらず、現在、伊豆半島における高規格幹線道路は伊豆縦貫道の一九％しか供用されておられません。このような状況において、いざ災害が発生した場合、住民の方々として観光客、どうやって避難すればよいのでしょうか。災害時には交通の多重性があり、避難、救援物資運搬の観点からも道路は必要であります。

ここで伊豆半島をほかの半島と比較して説明しますと、お手元の資料二のとおり、伊豆半島は道路供用率がほかの二つの半島に比べてはるかに低いにもかかわらず、ほかの二つの半島以上の観光客を誘致しており、道路供用率が上昇することによる便益はかなり高いことが予想されます。また、医療面でも伊豆南部地域には救急救命を担う第三次医療施設がないため、伊豆南部地域には当該施設まで六十分に到達できない地域が広く存在しております。伊豆縦貫自動車道の整備により、全整備時には伊豆半島全域が六十分圏域となり、人命救助の観点からも非常に重要な意義を有する伊豆縦貫自動車道はこのような重要な意義を有する道路であり、その迅速な建設を強く要望いたします。

それらを踏まえ、前田大臣に重ねて確認いたします。ただいまの十三事業について、これは実施されますよね。確認いたします。

○国務大臣(前田武志君) 社会資本整備審議会のこの結論を踏まえて、十三事業については省を挙げて予算要求を今やつておるところでございます。

委員御指摘の、この伊豆縦貫というものの重要性というものは、この三・一一の被災を踏まえると非常に緊急性とそして重要性が高いと、このように思っております。

○岩井茂樹君 ただいまの言葉を聞いて、本当に力強く感じました。是非よろしくお願いいたします。

さて次に、今まで述べた観点から、今度は静岡県沼津市の公共投資について質問させていただきます。

沼津市は、東海地震の際、津波の高さが最大十・四メートルと想定されております。このような災害が発生した場合、避難路の確保、災害後の救助、物資の運搬などが喫緊の課題となります。そこで質問をいたします。

現在、沼津周辺エリアでは東名高速道路のスマートインターチェンジの要望が本格的となっております。お手元の資料三を御覧ください。沼津市と中日本高速道路、国土交通省中部地方整備局、静岡県などは、十一月十七日に地区協議会を設立したと、こう書かれておりました。スマートインターチェンジは、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入され、また、従来のインターチェンジに比べて混雑しにくいなどのメリットがございます。

それらを踏まえて質問をいたします。このようなスマートインターチェンジは観光面だけでなく防災面で見ても早期の着工が望ましく、今後の手続を考えますと、地方公共団体から国へ連結許可申請が行われますが、国としては早期に連結許可を行うということでしょうか、お尋ね

いたします。

○大臣政務官(室井邦彦君) お答えをいたします。

このスマートインターチェンジの整備箇所の決定については、国による連結許可とともに、日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路会社との間で協定変更がまず必要になります。したがって、全国の個別呼称の検討の熟度、さらには料金等を含めた協定変更のタイミング、さらには年一回程度度とめて実施会議をさせていただいております。

この連結許可の時期については、引き続き、箇所箇所の検討熟度、更に検討期間等、情報を交換しながら前向きに積極的に調整をしていきたい、このように考えております。

○岩井茂樹君 今、政務官から検討の熟度又はタイミングというお話がありました。ただ、災害は待つてくれません。是非とも早急な着工というか、お願いをいたしたいと思っております。

さて、最後の質問になります。運送業界の運賃制度についてお尋ねをいたします。お手元の資料五を御覧ください。

お手元の資料にごさいますように、国土交通省の認める基準料金と、その料金を遵守させるためのタクシメーターのような基準運賃料金算出半固定式メーターの普及を国土交通省へ働きかけているというものでございます。

この二点を推進するかどうか、国交省の見解をお伺いいたします。

○大臣政務官(室井邦彦君) お答えいたします。

トラック運賃についてはこれまで以前ですと免許を許可制に変えたりしながら規制緩和をしてまいりました。その規制緩和を進めてから、現在の料金については事後届出制というふうに規制緩和をされております。

適正な運賃の收受のための取組等に関して昨年の秋から関係者の皆さん方に集まっていたいただき、ワーキンググループを設置をさせていただき更に検討を進めさせていただいております。この中

で、トラック輸送の実態調査等を踏まえ、適切な運賃の收受に関してどのような施策、方法が必要であるのか更に検討を深めて進めてまいりたい、このように考えているところであります。

○岩井茂樹君 本日に運送業界、厳しい労働環境又は低賃金という中で多くの方々が大変な思いをされておりますので、その辺りも、時間もタイミングも早くしっかりとした対応を是非ともよろしくお願いいたします。

本日は、公共事業、その災害を考慮した検討、必要かというお話をしました。地元のお話をしましたが、これは全国に共通する話題でございます。是非とも、是非とも真摯な対応でこれから検討、そして実行を行っていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○佐藤信秋君 自由民主党・無所属の会の佐藤信秋でございます。

一月ほど前に大臣の所信に対して質問をさせていただきました。そのときに時間がなくて答えなかった件と、それから、もう少し念押しをしておきたい点と、その後の状況の変化で、というような問題がありますので、改めて質問に立たせていただきます。

最初に、この前も大臣にもお伺いしましたけれども、一括交付金の問題が、最近の新聞を見ても、また更に二十三年度よりも増やすと、そして政令市等にまで拡大しようというようなことが、これは新聞の情報ですが、見させていたいただいております。これは、知事さんたちも、私の知っている限りでは公共事業費を削って一括交付金にしてくださいなんて誰も言っていない。むしろ、従前の公共事業費、インフラ投資を確保しながら一括交付金というように地方の単独事業を少し手当てができるようなと、こういう思いが大きい。そういうふうな私自身は知事さんたちからは聞いています。

そういう意味で、表の一に出させていたいただきました、このように出させていただきましたが、二

十三年度は公共投資という面で見れば、二十二年度に対して三千億削られて、なおかつ一括交付金を含めても三千億削られていると、こういう状態で、実は私、いろんな首長さんたちともお話をしたりしていますが、いや、そんなことになったら世も末ですよ。ね。みたいなお話があらかじめありました。公共投資五・八兆、これは民主党のマニフェストで一・三兆お切りになると。これが一年間でお切りになられて、さらにそれを削った上で一括交付金五千億、世も末ですねというような感想をいただいている知事さんいました。これは、政策目的をきちつと発揮しているか、こういう面からいくと甚だ疑問のところがあるな。資料の二に細かい内訳等も出させていただいております。

例えば、今度、津波法案なんかも出していただいておりますが、ある種事業をしようとする、順調に防災対策、津波対策をやろうというふうなことになるのと一時期の財政需要というのは非常に大きい。そうした点を考慮しながら、内容をどういうふうな、どういう水準で政策目的を達成していくかと、こんなふうなことが必要なので、これを公共投資、既存の投資、公共投資切りながらというのは問題だろうと、つくづくそう思っています。

後藤副大臣、せっかく来ていただきました。この一括交付金というのは、政策目的をちゃんと達成しているというふうな形に使っているかどうか。これは、実は今年始まったばかりで、県でもいろいろ困ったりしながらまだ十分な執行ができている状態だとは思っています。思います。政策目的と、こういう関係からいっていかがなものかという点についてお尋ね申し上げます。

○副大臣(後藤斎君) 先生御指摘のように、都道府県、市町村含めていろんな御意見があるのは十分承知しております。

先生おっしゃるとおり、政策目的を達成しているかというお尋ねであります。これはもう何度

も私以外の担当者からも先生に御説明をしているように、この一括交付金化というのは、地方自治体の自由度を拡大をし、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする、地域主権改革における大きな課題だというふうに思っております。

せんだって、十一月の十一日から一週間掛けて、今年度からスタートをしました地域自主戦略交付金に関する都道府県アンケートというのを実施いたしました。その中でも、大いに評価またある程度評価という回答をいただいた自治体が約七割、そしてあわせて、より自由度の拡大が図られるよう事業メニューの拡大を図ってほしいということと、先生が問題意識を持たれていられるように総額確保は是非拡充をしてくれというふうなことで、アンケートの結果がまとまっているところであります。

また個別にも先生のところに御報告に行きたいと思っておりますが、いずれにしましても、この流れというものはこの評価を受けながら、また今、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場も含めていろんな議論をさせていただいております。

その中で、市町村分についても平成二十四年度からスタートをするというふうな検討をすべきだという閣議決定も昨年実施をされておりますが、これについては、まず都道府県に一番権能、そして規模も似通っている政令市をまず二十四年度はスタートをしようということで、先生の御懸念というのは十分に理解をする部分もございましてけれども、やはり地域ができるだけ加速をしながら、あわせて先生の御懸念が少しでも払拭できるように、今予算編成過程に向けて関係省庁とも、また地方自治体とも十分議論しながら最終的に決定をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤信秋君　そこで、マニフェストとの整合性で申し上げれば、七・一兆のインフラ整備を一・三兆切った五・八兆と。この五・八兆に一括交付金を上乗せする、これなら分かりますけれども

ね、これなら分かります。五・八兆プラス一括交付金幾らか、五千億か八千億か一兆円かですね、そこにプラスする。是非、そういうことをお願い申し上げたいなと、こういうふうに思っています。

市町村長たちなんかと話していますと、社会資本整備一括交付金と、こういう形である程度慣れていた。あるいはまた、補助金そのものは、やはりこれをしつかりやらなくちゃというようなことについては補助金という形でやってほしいという声も非常に強いんですね。

ですから、総額は増やすということ、これはもう要望です、総額を増やすということ、それから市町村長たちの意見も十分聞きながら、プロセスを経てどうしていくかということをお考えいただきたいというのをつくづくお願い申し上げたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○副大臣(後藤斎君)　まず、後者の市町村の意見も十分聞きながらという点につきましては、この間も市長会、町村会、また議長会も含めていろんな議論はさせていただいております。特に、一括交付金は、やはり年度間事業変動が大きいということ、できるだけ慎重にという特に町村会の意見はございまして。ただし、中核市や政令市などは逆に言えば積極的な部分でございます。これを総合的に判断して、先ほどもお話ししたように、まず二十四年度は、権能また事業規模も都道府県に準じているという政令市をまず二十四年度からスタートさせようというふうに思っておりますし、またこれからは、先生御指摘のとおり繰り返しになります、地域主権戦略会議や、また国と地方の協議の場、また私たちも直接市長さん、町長さんにお会いになって、できるだけ細かに、また現場のニーズというものも十分把握しながら対処していきたいというふうに考えております。

○佐藤信秋君　是非、総額増やしながらか一括交付金の分を上乗せする。だから、五・八兆円に上乗せする、こういうような形でおやりいただきたいと思っておりますし、また制度設計の方は市町村長の意

見を十分聞きながら。私は、一括交付金、地域自主戦略交付金やつて一年目ですが、本音のところは、ちよつと緊急対応といいますが、ピーク時への対応という点について十分対応し切れないなというふうな意見が強いということを申し上げておきます。直した方がいいんじゃないかと思えますけれども。

そこでもう一つ、せっかく後藤副大臣おいでいただいているので、同様に、地方出先機関の問題を少し伺いたいと思います。

特に、整備局を広域連合に移譲するかどうかと、こういうような御議論もあると聞いております。広域連合は、関西広域連合が一応形としては存在はしている。大阪の場合には、大阪府知事が市長におなりになられて、府と大阪府知事との関係になるか。大阪府知事という構想ももういりになる中で、関西広域連合ということがどういう形でもまとまってくるのかという問題もこれから出てくかと思えます。

そういう中で、整備局だけではもちろんないんです、やっぱり国が根幹的な施設の整備、管理、運営、こういう形でやっていかないと、危機管理はもうろんですけれども、危機管理はもうろんなんです、国の機能といいますが、あるいは国際的な競争力とか、そういう面できくと、しっかりと持つべきものは持つておくべきだろうと。実は多少抽象論かなと、こんなところはあります

が、しかしネットワークの根幹というのはそういうものなのであつて、どこの国でも国がしっかりとやっていきますよという部分は当然持つてい

るわけでありませう。今度の大震災や台風災害、水害もそうですが、やっぱり整備局、随分大活躍をしていただきました。人数でいいますと、ちよつと調べていたならば、東日本大震災ではテックフォース、この中にリエゾンも入っていて、市町村にリエゾン、連絡役が行く。この人たちが衛星携帯電話なんかも持つていったりして、随分お役に立っていた。やっぱり市町村長、随分と感謝しておられて、こ

の人たちがマックス一日当たり最大で五百五十人ぐらい出ておられて、全体としては延べでいくと一万八千人、大震災では。それから、台風十二号、十五号でいくと一日最大二百七十五人で、総人数で五千人を超える。

これはいざというときだけの問題ではあります、平常時にきちんとした管理しながら、いざというときに動くと、これがまた大原則だと思うんですね。いきなり危機管理だけというのか、そのときだけ行きましようとか、そういうことにはなりません。特に、市町村長や地元には、詳しい。あるいは東日本大震災の場合には、発生した三月十一日の翌日に九州からも車で東北に入っているんですね。そういう機動力の問題、危機管理の問題、それから現場を知っている、あるいは市町村長や知事あるいは行政担当となつていっていると、ふだんのそうしたことがいざというときに生じると、こういう問題があります。

市町村長たちが大変今心配してしまして、整備局等を広域連合に移譲と、こういうような議論がけ進められると本当に困るんだと、これはほかの出先機関ももちろんそうなんです。きちつと評価しながらどうしたものだろうという、きめの細かい議論をしていかないと、いたずらに不安を招く。不安を招くだけならいっていいんですが、市町村長たちがお集まりになられると最近そういうお話を随分聞くものですから、これは報道だけでもありませんが、ちよつと走り過ぎかなと。やっぱり、一歩一歩固めていく。地方と、市町村、基礎自治体、それから都道府県、ブロックの何らかの在り方、そして国。そうした役割分担、受皿なんかも併せて議論しながら、先行き道州制ですという中でブロックとしての機能というのはどういふに持たせるか、持つのか、都道府県はどうかと、こういう役割分担の議論をしつかりしながらやっていかないと、いたずらに不安を招いて、だからこそ市町村長たち始め大変心配だなど、こういうお話を顔を見るたびに私もされるんで、それ

はまあちよつと伺つてみようと、こういうので、済みません、後藤副大臣改めておいでいただきたいんですが。

私自身は、拙速に出先機関を廃止あるいは移譲、これはやるべきではないと。全体の姿形をどうするか、国や地方の役割分担の形をどうするか、基礎自治体をどうするか、こういう議論を踏まえながら、ステップ・バイ・ステップでいくべき議論だし、本来、危機管理というような機能を持つている整備局を廃止や移譲というのはとても考えられないな、やつてはいけないなと、こんなふうに思いながら御質問申し上げるわけですが、特に市町村長たちが大変に心配しているというのも実態でありますので、その辺よく意見聞きながら、ステップ・バイ・ステップでやつていくんだということを是非お答えいただきたいと思いますが。

○副大臣(後藤新吉) 先生おっしゃるとおり、国と地方、地方の中でも都道府県、基礎自治体というふうに当然今機能分化、役割分担がされているというふうに思つておりますし、私たちがいたずらに地方の皆さん方の不安を惹起をして進めるということは毛頭考えておりません。

ただし、先生も御案内のとおり、過去いろいろな議論が出先機関を含めてございました。いろんな議論がある中で、やはり国と地方の役割分担をまさに先生おっしゃるようにならざるを得ないのか、そして、住民に近い部分でやはり意思決定をした方がいいだろうという意見もたくさんございました。そういう中で、私どもは現在、昨年末の閣議決定をされたアクション・プランに基づいて、その方向感を地方また関係省庁とも議論をしながら取りまとめているところであります。

先生がお尋ねのような関西広域連合は、法的には広域連合として認められている部分であります。そういう意味で、関西並びにそれに準じた形で九州広域連合的なものがございますが、その二つの大きな固まりからは、先生御案内のとおり、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の

三事業、三省庁の出先の部分を移譲をして自分たちの広域連合でやりたいという発意は既にいただいております。

そういう中で、これからまさに政府の中でも関係省庁とも議論をさせていただいておりますが、先生お尋ねのように一番多分課題として大きなものの一つは、緊急時、本場に大きな災害のときのオペレーションをどうするのかと。先生おっしゃつておられるように、平時からその積み重ねをしなないと、緊急事態になったときにその機能が発揮をできないという御指摘も当然議論をする中でも大きな視点として出ているものであります。

それをどう適切にオペレーションがまず運営主体としてできるかということは、これから年末また来年に向けていろんな議論を政府の関係省庁とも十分議論をいたしますし、また市町村長を始め地方の皆さん方ともその部分については、先ほど一括交付金の部分もそうですが、地域主権戦略会議、また国と地方の協議の場、いろんな多様な意見がございますので、そういう部分と十分協議をしながら、先生がおっしゃるように、地方の皆さん方が不安の中で突入をするのではなくて、地方の皆さん方も理解をしながら前に向けて進めていくというのが私どもの役割だというふうに思つておりますので、先生の御指摘は十分承つて、これから政府の中、また地方とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤信秋君 この問題ばかりで時間が大分過ぎてしまいました。

広域連合というのは、選挙で選ばれた首長さんがおられるわけではない、選挙で選ばれた議会が持つていくわけではない、歳入歳出、そういう中の議論ですから、まあちよつと乱暴過ぎるなというのを申し上げながら、後藤副大臣十分お分かりだと思ひますが、申し上げながら次の質問に入りたいと思ひます。

大臣、八ッ場ダム、これだけの震災以来、今

の御議論もそうですが、震災以来といひますか、やっぱり危機管理といひるのは大事なことなんだと、想定外とはいひながら想定できる範囲といひのがまあかなり広々、広めに考えなきゃいかんなど、これが行政、政治の責務だと思ひます。

そういう意味で、八ッ場ダム、地元の皆さん、それから一都五県の知事さんたち、大変、一日千秋の思いで早く決めてくださいと、着手を決めてくださいと、こういうように待つておられると思ひますが、一言だけで結構ですが、御決意をお願い申し上げます。

○国務大臣(前田武志君) 一番の専門家であられる佐藤議員からの、全てを、経緯もお分かりの上での御指摘でございます。

十月二十七日の国交委員会でも、このことの進捗具合ということで御質問がございました。あれから一月以上たつわけでございますが、おとつ、関東地方整備局において、事業評価監視委員会ですか、それが開催されて、その結果を踏まえて、昨日でしようか、関東地方整備局での事業継続という結論が妥当だということを、外部の有識者が入つたこの検証委員会の結果を踏まえて、国交省の本省にその報告が上がつてきていると、このように承知をしております。それを受けて、今日の夕刻ですね、有識者委員会が開かれます。その有識者委員会といひのは必ずしも一回ということではなしに複数回行われると承知しておりますが、その結果を踏まえて、大臣において予断なき検証を終えた上で決断をさせていただくというふうに思つております。

○佐藤信秋君 早急に事業再開と、こういうふうにも多分おやりいただけるものというふうに勝手に解釈しまして、次に参りたいと思ひます。

時間がありませんので、資料を用意しました。スーパードームの議論ですが、資料の四を御覧いただくと、東京都民あるいは、特にこれは江戸川の場合を出していますが、実はゼロメートル地帯というよりはマイナス五メートル地帯、こういうところ

ろが結構あるんですね。万一浸水する場合には、例えば学校でさえも一階が水没八十校、二階が水没五校、大変な被害が出る。六十八万人の江戸川の人口で三十七万人が何とか収容できるかと、こういうことですから、そうすると二、三十万人が、三十万人ぐらいですね、どこに避難できるかという議論になる。だからこそスーパードームというの、もちろん堤防強化、治水の問題もちろんですが、ある区間でたつて意味ないじゃないのかと、こういう議論ではなくて、それこそ安全な高台、避難所を造ると、こういう効用を持たせながらやつていく、こういう議論だと思ひます。

時間がございませんので、勝手に私の方でこう申し上げて、あと二分なものですから、済みません。

そこで要望です、次、さつき、ミッシングリンクの話がありました。命の道。事業化して、これ多分十年とか十五年掛かると。先ほど十三区間を事業着手と、こういうお話ありましたが、十年か十五年ぐらいは掛かるだろうと、早くてもですね、ということでありまして、ミッシングリンク全体をいつごろまでに解消しようというか、そんな目標を是非お作りいただきたいながらやつていただければと思ひます。

私自身、二十年ちよつと前ですが、高規格幹線道路網の計画なんかを作るのに多少携わらせていただいた。そのころは、二十一世紀初頭というのがですね、今ごろには概成できるかなという目標を立てて、残念ながら随分遅れ遅れで恐縮ですが、いつも私は外に向かつておわび申し上げているんですけれど、是非あと十年、十五年という目標をお作りいただきたいながらやつていただきたいと思ひます。

時間がありませんので、せっかく用意した資料、ちよつと御覧いただいて、鉄道・運輸機構の利益剰余金の問題であります。資料の五に、一兆二千億円の特別業務勘定の活用をすると、その代わりにJR北海道、四国、九州、貨物、あるいはまた整備新幹線の着実な整備や並行在来線の支

援、こういうことでやっていこうということになつております。整備新幹線三区间については是非早く着工の決定をと、こういうふうにもお願い申し上げます。

時間が参りました。あと一言だけ、今度の大地震と水害で、JR関係随分やられています。伺いますと、東北だけでも三千億とか、只見線入れたら三千五百億とか、オランダ的にはそういうようなオランダの災害復旧費が必要だということでもありますので、そういう部分も考えたいと思いますが、JRに対する支援といいますが、約束事でもありませんから、そこに更に復旧等に差し支えがないような支援ということも是非国交省の方でもお考えいただきたいということをお願い申し上げます。時間が参りましたので質問を終わります。

ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

前回の質疑では、私は瀬戸内海について取り上げさせていただきました。前回質問通告はしていませんが、時間がなかつたものですから、今日は瀬戸内海に続いて今度はジオパークについてまず最初に取り上げたいというふうに思っております。

皆様にお手元に配付させていただいておりますが、ジオパーク、世界遺産の地質版と言われているのですが、現在日本ジオパークで十五地域、赤い点ですね、さらに世界ジオパークとして認定されているのが五地域ございます。私も山陰海岸とか行かせていただいて、非常に面白い、これから可能性を感じる、世界遺産とは違うまた可能性を感じさせるパークでございました。

そこで、ジオパークとは何なのかと。私も、初めて聞く人、初めての人になかなかうまく説明できないものですから、今日はせっかく観光庁長官に来ていただいていますので、観光庁長官に、ジオパークとは何なのかと、初めて聞いた人が訪れなくなるような、そういうようなちよつと説明をまずできたらお願いしたいなと。可能な範囲で結

構ですが、よろしく申し上げます。

○政府参考人(溝畑宏君) 先生御指摘のジオパークでございますけれども、これ経済産業省の解説によりまして、解説でございますけど、そこから始まって私が分かりやすく申し上げますので、これは、例えば日本の中であれば、昔ながらのそういった地球の例えば隆起でございまして、火山が活動して例えば断層を起しているとか、噴火をしてそういったものが残っているもの、そういういわゆる大地の、日本のこの地質にかかわりますそういった歴史というものをきっちり残したものを称してジオパークと呼んでおりまして、分かりやすく言いますと、大地のいわゆる自然遺産の公園ということで表しております。

今、世界ジオパークというものの認定がございまして、今議員御指摘のこの二十か所、今、日本がジオパークでございますが、五か所が世界ジオパークという形で御認定いただいております。そのジオパーク五か所は洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、室戸、島原半島でございます。

分かりやすく少し申し上げますと、私、先日洞爺湖の有珠山に行つてまいりました。ここは百年の間に四回噴火をしておりまして、町民の方が常に噴火の歴史とともに共生をされております。二十年前の噴火のときの歴史、避難したときの様子、そして、その後の残された噴火口からの、こういうガイドのツアーとか博物館とか教育、文化、そういった意味での観光として非常に今人気を博しております。そういう意味では、そういう文化そして歴史、そしてまた、そういう登山とかを含めた観光、こういった多面的な観光としての資源を有している極めて観光としての価値の高いジオパークであるということでございます。

○谷合正明君 先ほど通告したにもかかわらず、すぐに答弁していただきました。本堂にありがとうございます。

そこで、ジオパークはどが所管しているんだと。役所の中でどが所管しているのかということ、いろいろ聞いて回りますと、先ほど冒頭に

経済産業省という話が出ましたが、経済産業省が所管しているのかと聞いたら、いや、そうじゃありませんと、いや、恐らく共同で所管しているんじゃないかと、共管でしょうと。各役所に聞いても、なかなか自分のところだとは言わないものから、ちよつとジオパークの位置付けというのが結構曖昧になっているんじゃないかと私は思っております。

まず、観光としての資源ということで、長官、今言われました。観光庁として、このジオパークをどのようにとらえているのか、ちよつと先ほどとかぶるかもしれませんが、改めて確認させていただきたいと思ひます。

○政府参考人(溝畑宏君) 先生御指摘のとおり、このジオパークということにつきましては、いわゆる自然遺産、いわゆる文化遺産ということでございます。また、保全、保護という面もございまして、また、教育という観点、多面的な面を有しておりますが、我々観光庁といたしまして、非常にこれは、先ほど申し上げました観光として非常に意義のある施設である、スポーツであると思っておりますので、関係省庁、そしてまた、それがございまして自治体と連携を取りながら、一つの観光の魅力ある資源として我々積極的に活用していきたいというふうに考えています。

○谷合正明君 そこで、世界遺産とジオパークの違いは何かということ、申し上げれば、世界遺産というのは基本的には保護をする目的だと思ふんですけれども、ジオパークの場合はそれにとどまらず、地域活性化のために大いに活用していいんだと、観光のために使つていいんだという代物なんです。

ただ、課題がありまして、大きく二つ指摘されております。まず一つが知名度の不足。もう一つは広域連携という課題です。

知名度がないものですから、観光に大いに利用したいと思つても、初めて聞く人がジオパークといつても何だかよく分からなくて、ジオパークに行つてみようということにならないということ

で、ジオパークに認定されている地域では、政府に対しても要望されておるわけですが、国内外の誘客を図るため、ジオパークの知名度を上げる戦略を図つてほしいと、そういうような要望も入っております。また、ジオパークは広域、市町村越えたり、都道府県越えたりするエリアで成つておりまして、都道府県、市町村の広域連携を支援するような仕組みというのもないだろうかといううな要望もあるわけですね。

この知名度と広域連携についての観光庁としての取組を聞かせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(溝畑宏君) お答えいたします。

まず、これは地域、やはりジオパーク自体が地域の方にとつて非常にブランド性のある観光資源であるという御認識をしていただく必要があると考えております。これにつきましては、我々、その県境をまたいだそれぞれの市町村が連携をするような形で観光資源をつくつたり、あるいはネットワークをつくる、プラットフォームの形成という事業の中で応援していきたいというふうに考えております。また今後、海外に向けてもやはりジオパークというものの持つて、PRするため、ビジット・ジャパンの地方連携事業というもので、これ国が二分の一の補助ということを行うことになっておりますが、地元自治体と連携を取りながら、海外に向けてのそういう広報というところでも強化してまいりたいと。

また、ニューツーリズムという観点から、やはり今この五か所、非常に熱心にこのジオパークをアピールされておりますので、そういう観点からも、観光庁としても一つの貴重な観光資源として積極的にアピールしていきたいというふうに考えております。

○谷合正明君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、公園ということに関連するわけではないですが、別の角度から質問をいたします。それは、まあがらりと変わるわけですが、この震災の後の公園造りと。

実は、関東大震災の後に復興事業ということで復興公園というものが造られております。例えば、東京の隅田公園、それから浜町公園、錦糸公園、これは三大公園ということでございます。また横浜でも、国が復興公園ということで山下公園などを整備してきたわけでございます。これは大きな公園です。さらに、小さい公園ということで、東京市が小学校に隣接するような形で小公園というのを造ってきた。

これは、震災の教訓として、火災の、これを防いでいくという目的で造られてきたというふう聞いておりますが、震災後の復興事業で、東京の公園のストックというのは飛躍的に向上したと。むしろ、下町における緑地公園というのは、それ以降、追加的に公園というのは増えてない。ですから、関東大震災後に造られたこの復興公園が基盤になっている。

それから、小学校と公園をセットにする、防災拠点とする方式は、ここでも初めて取り入れられたわけですが、名古屋とか神戸にも広がっていったわけですね。神戸で阪神・淡路大震災が起きたときも、まさにこの防災拠点としての意義が再確認されてきているわけです。

この復興公園は、大正の大震災のときに、受けて造っているわけですが、公園の先進国、アメリカの視察団が訪れたときも、この復興公園の建設の規模とかスピードについては極めて優れたものだと言っているわけですね。そういうような歴史もございいます。改めて、今回の東日本大震災で、震災後に公園を造りたいといういろんな各地からの話も聞いております。

先般成立しました三次補正予算におきまして、国交省の予算にメモリアル公園等の在り方検討調査というのがあり、これは五千万円計上されております。五千万円のこの調査というのは、一体これはどういうものを、今回三次補正予算では何を狙いとしてどういうものを調査、具体的な詳細というのは何なのかというのをまず明らかにしたい、ただきたいと思っております。

○大臣政務官(室井邦彦君) 先生がお考えのとおり、この東日本大震災を後世にしっかりと残し、また次世代に伝えていくということが非常に大切なことだと思っております。

そういう中で、今の御質問でございますが、東日本大震災からの復興の基本方針にも掲げております地元の発意による鎮魂と復興の象徴となる丘、森、施設の整備を検討するとの方針がこの復興基本方針の中に含まれておりまして、また被災地の自治体からもこのメモリアル公園の整備を国において行なってほしい、このような要望が今現在出ているところであります。

このため、今先生がおっしゃいましたこの第三次補正予算において、東日本大震災の記録を残していくために、教訓と、次世代に伝承するとともに、復興の象徴となるメモリアル公園等の在り方を検討していきたい、そしてその五千万円の調査費を計上させていただいております、この機能、規模、内容等について、被災以降、自治体の御意見を十分にお伺いをしながら年度内を目標に検討していきたい、このような考えをさせていただいております。

○谷合正明君 そういうことということであれば、どういう調査を行うとか、例えば検討会をつくるとか有識者検討会をつくるのか、あるいはコンサルタントに何か丸投げするのか、様々ちよつとよく見えないところもあるんですが、それも含めて年度内に詳細を決めていくということなんではないでしょうか。

もう少しちよつとこの五千万円の使い方を分かる範囲で教えていただきたいんですけど。

○大臣政務官(室井邦彦君) お答えを申し上げます。今、この希望を出されているのは岩手県と茨城県というところであります、陸前高田からなども、複数の自治体からも国において行うようにという希望、要望がなされておりますが、今現在国と地方の役割についても更に検討を加えたい、このように考えておりますが、事業の手法、

また管理主体等についてもさらに被災自治体の希望、要望、さらに関係者の御意見を更に踏まえて検討したい、そういうことで今進めておりますが、専門家によつての、御意見を聞くということは今現在進めておりませんが、いずれそのような専門家の御意見も聞きながら早急に対応していきたい、このように思っております。

○谷合正明君 そのメモリアル公園というものが国営なのか県営なのか市営なのか、管理運営を誰がするのかということもまだ決まっていらないということだと思っております。

陸前高田市からは、私も今回、現地に委員会視察で行きましたけれども、国営防災公園という希望をされているんですけども、まさに、何というんでしょ、この五千万円というのは、陸前高田市の要望されている国営防災公園のこの設置を念頭にした予算だということではよろしいんですか。

○大臣政務官(室井邦彦君) 陸前高田の御要望だけの調査費ではありません。さらに、岩手、宮城県からも希望出ておりますが、陸前高田市の希望のみでこの予算計上ということではありません。

○谷合正明君 私は、陸前高田市を始めとした公園の構想というんですかね、これ自体はすごいすばらしいことだと思っております。ただ、三次補正で五千万円ですね、これは十数兆の全体の中の僅かな予算かもしれないけれども、何か具体的に、じゃ、どうなっているんだと聞いてみると、なかなか何か具体性のものが出てこないものですか、本当にこれは有効に使えるかどうかというのをちよつと疑問に思いました。これ年度内に計画されるということですから、しつかり詳細を詰めていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

それでもう一つ、今回の視察で要望が強かったのが鉄道のインフラ復旧でございます。時間がありませんので、ちよつとはしりませんが、私が聞いているのは、三陸鉄道の二路線、それからJRの七路線で全体で三百九十キロほどがいまだ不通状態であるというふうに聞いております。

まず、三次補正予算で第三セクター旅客鉄道の復旧支援のための費用として六十六億円が計上されておりますが、具体的にどこにかというのが聞えてこないんですが、これどのような鉄道会社を支援の対象としているんですか。これ三陸鉄道のことということで理解してよろしいんですか。

○政府参考人(久保成人君) 先生御指摘のように、東日本大震災で多くの鉄道が被災をいたしました、今回の三次補正予算で新たな支援制度の創設を盛り込んでおります。これは、具体的には復旧費が鉄道の年間収入を上回るといったような大きな被害を受けて、そもそも経営が従前から赤字基調であるというような鉄道については、復旧に際して自治体さんが鉄道事業者に代わって施設を保有すると、すなわち地域の足を維持するんだという姿勢を明確にされた場合には国と自治体の補助率を二分の一に引き上げると、そういった内容でございます。

これの対象ということでありますけれども、今言ったような要件に合致する鉄道は、今のところ、三陸鉄道、仙台空港アクセス鉄道、茨城のひたちなか海浜鉄道、鹿島臨海鉄道の四鉄道というふうに考えております。

○谷合正明君 分かりました。それで、もう一つJRの方ですが、もう時間がありません、JRもやはり七路線、これ不通。ただこれ、むしろJRの方、復旧の時期すら明示されていない路線が多いわけですね。JRとしては国の支援というのを求めているんですけども、国としては黒字企業に対する支援はしないという板挟みの中で、結局被災地、被災者にとつて復旧が遅れてしまうんじゃないかという懸念があると私は思っているんですが、国として、国交省として、町づくりと一体的に復旧を行う中でどのような形でこのJR東日本の復旧事業を支援しよう

検討しているのでしょうか。

○政府参考人(久保成人君) 先生御指摘のJR東日本の路線でありますけれども、七路線という御指摘のうち一路線、これ八戸線ですけれども、これ復旧期間を明示しておりますが、御指摘のように六路線については町づくりと一体となった復旧を検討する必要があると、こういう状況であります。

これら六路線につきましては、既に地元の自治体さん、当事者のJR東日本会社、そして私どもの出先の機関であります東北の地方整備局、東北運輸局から成ります復興調整会議というものを立ち上げまして、場合によってはこのルートの変更も含めた復旧の検討を進めております。

これらの路線については、原則はJRさん自らの責任で復旧するものと考えておりますけれども、そうはいいまして、鉄道が移転する場合の用地確保等については、これは町づくり計画の具体化を図る過程において事業の実施者と鉄道事業者との調整により必要な措置がきちんとなされるよう私どもとしても検討してまいる所存であります。

○谷谷正明君 時間が来ましたので終わります。が、鉄道復旧については全体的なスケジュール、目標をしっかりと明確にさせていただいて、早期の復旧復興を望みまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。よろしく申し上げます。

度々の質問になりますけれども、まず八ツ場について伺いたいと思います。

八ツ場ダムにつきましては、前田大臣はこれまで、平成二十四年度予算案に反映できる時期までに結論を得る、それから年を越えることはないという旨の発言をされております。もう既に十二月に入りまして、大変時間も限られているということだと思っております。今後どのようなスケジュールで検討を進めていくのかということをお伺い

をしたいと思っております。

その際に、大臣は記者会見におきまして、「今後の日程については、非常にタイトなスケジュールだが、あらあら決まっている」とお答えをされております。地元の不安感、不信感を払拭するという意味でも、是非そのスケジュールを具体的に明示をいただきたいと思っております。

また、同じ場面で、「知事さんたちがお入りになる最終的な結論を再確認する検討の場がある」というふうにもお話をされております。こういった一都五県の知事が入る場面でまた議論をするということが今後あり得るのかどうか、併せてお伺いいたします。

○国務大臣(前田武志君) 先ほどもちよつと御指摘しましたように、事業の評価監視委員会というところで関東地方整備局に設けられた検討の場の作業が終わって、そこに一都五県の御意見も承つて、その結果をその評価委員会で見ていただいて、関東地整としての結論を出したということまで来ております。

そして、それが昨日、本省といえますか河川局に上がつてきているというふうには承知しております。今晩に有識者委員会を第一回開いて、そこで、その有識者委員会で検証をしていただく。そして、多分一度で終わらずに、もう一度有識者委員会を開いていただき、それでこの中間報告に示されたスキームはほぼ完了するということになるかと思っております。その上で国交大臣において判断をする、このようになると、こう思っています。

○上野ひろし君 ありがとうございます。是非、早期結論、早期着工、早期完成をお願いをしたいと思っております。

その上で、もう一点だけ八ツ場についてお伺いしたいと思っております。

民主党の中でも八ツ場ダム分科会という場で建設継続の可否について議論が行われるというふうな承知をしております。一方で、今大臣からお話がありましたとおり、そのプロセスは現在定められている再検証の手順の中には規定をされてい

ないことだと思っております。

また、民主党の興幹幹事長は、前田大臣を中心にきちんと手続を踏んでそうした結論を出した、これは関東地整の結論ですけれども、それに對して党が一つ一つ異議を申し上げたりする話ではない、ともコメントされているというふう聞いています。

そういった中で、今後、前田大臣が最終判断をするに当たりまして、民主党に対してその議論の内容、党での議論の結果を確認をされる、大臣が党に対して確認をするといった予定があるのかどうか、また大臣の最終判断に、その党での議論というのがどう影響するのかということについてお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(前田武志君) 今、党の方で、部門の方ですね、部門会議の方で検討されている、議論をされているということは承知をしております。当然、与党の部門会議でございまして、我々も重要視して、それを、慎重に議論の行方をしっかりと見守つていきたいと、こういうふうな思っているところでございます。

○上野ひろし君 分かりました。私の方からは、定められた手順に基づいて議論がこれまで進められてきたわけですので、是非そういう経緯を尊重して御判断いただきたいということだけ申し上げておきたいと思っております。

次に、住宅についてお伺いしたいと思っております。

住宅につきましては、生活の基盤であるということと同時に、関連産業が非常に多くありまして、経済を支えるという意味でも非常に大きな存在であると思っております。一方で、足下の数字を見ますと、新規住宅着工戸数は八十一・九万戸ということで、大変低い水準が続いているということではないかと思っております。そういう中で、第三次補正予算におきまして、住宅エコポイント制度、またフラット35の金利引下げの措置というのが手当てをされたということだと思っております。

これまで同じく住宅を、下支えをしてきたという

ことでいいとすると、住宅取得資金に関する生前贈与の非課税措置というのがございます。これは、良質な住宅の供給を促進するという意味、それからまた高齢者の方々の資産の有効活用という意味から大変大きな意義があったのではないかと、いふふうに思いますけれども、これまでのこの制度の評価についてお伺いしたいということ、是非、平成二十四年度以降もこの事業をこれまでの経緯も踏まえまして継続、拡充をするべきではないかと思っております。国土交通省の見解をお伺いしたいと思っております。

○大臣政務官(室井邦彦君) お答えいたします。上野委員とお考えは、まさに国土交通省といたしましても同じ方向で進めていきたいというような考え方を持っております。

更に細かく申し上げますと、今の質問にもありましたが、高齢者の保有する眠れる金融資産というものが大きなものがございまして、若年世代等の住宅需要を喚起することがこれによって必要だ、このように国土交通省も思っているところでもあります。さらに、こうした観点から、住宅の取得資金に関する贈与税の非課税措置、二十二年度は一千五百万、そして二十三年度は一千万に設定されましたけれども、二十四年度はもう一度一千五百万という方向で我々は進めていっております。

ところで、その成果というものは非常に大きなものがありまして、申し上げさせていただきますと、贈与者数は約四万から七万にも増え、増えたと、贈与額は三千七百億円から約七千七百億円に大きく膨れ上がりました。約二倍増加したところでありまして、さらに生前贈与や住宅取得の促進に大きく寄与したというふうな我々はそう判断をしておりますけれども、経済的波及効果は一兆円程度あったと、このように考えております。このため、更にこの政策を強力的に推進を進めていきたい、このように思っております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。是非しっかりと御対応いただければと思います。

時間が余りないので、最後の質問になりますけれども、先般、災害対策特別委員会でありましたが、私の方からいわゆるスマートハウス、また究極的にはゼロエネルギーハウスのようなものを是非推進すべきではないかという話を国土交通省の方にさせていただきました。その話の中で、例えば太陽光発電設備、それから省エネ家電、省エネ住宅設備、それに加えて電気自動車の蓄電池を利用した放電システムも活用していくべきではないかという指摘をさせていただきました。

そもそも、地球環境問題という意味からも、電気自動車の普及促進というのは大変重要な話なんだと思うんですけれども、その中で、新車の電気自動車だけではなくて、いわゆるコンバージョンEV、中古自動車を改造した電気自動車の普及促進を図るということも、これは中古自動車の流通の促進を図るという意味からも、また自動車整備業界の方々が持っている大変高い技術を有効に活用するといった意味からも大変重要なのではないかなと思っています。

そういう意味で、まずは国土交通省の方に、規制という面から、このコンバージョンEVの普及促進といった観点から何か手当てができないか。それから、自動車産業を所管しているという立場から、今日、経産省の黒田審議官にお越しいただいておられますけれども、こういったコンバージョンEVの普及促進について、特に電気自動車は、今新車については購入支援があるんだと思うんですけれども、そういったものも適用できないのかということも含めて、普及促進策について検討いただきたいということをお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(室井邦彦君) 国交省の考え方としてどう取り組んでいるかということをお報告したいと思います。

まず、改造電気自動車、これはやはり安全性、そしてまたそういう安全性にかかわる信頼性の確保をしていかなくちやいけないという点から、いろいろと学識経験者また改造事業者の皆さん方に

御意見を聞きながらその対策をまとめました。それもう先生御承知かと思いますが、改造電気自動車のガイドライン、今年の四月に制定いたしましたところでありまして。このガイドラインの周知徹底を更に国土交通省としては図っていきながらこの事業を進めていきたい、このように考えておるところであります。このような改造自動車を更に将来において進めていきたい、このように考えております。

○委員長(岡田直樹君) 時間が参っておりますので、簡潔に願います。

○政府参考人(黒田篤郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、経済産業省では電気自動車の購入費用の一部の補助の事業をしております。この事業は、初期需要を創出し、量産効果のある価格低減を促進することを目的としております。このため、ベンチャー企業の改造EVを含め、現在、一定の仕様に基つき量産される電気自動車を支援の対象としております。

なお、既存中古車を個別に改造するとの量産型ではない改造EVにつきましても、その性能、安全性、コスト等の課題を踏まえた今後の市場ニーズを見極めながら、引き続き対応を検討してまいりたいと思います。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

安全性の確保はもちろん大前提であると思いますが、是非このコンバージョンEVは大変可能性がある話だと思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○藤井孝男君 私は、前回、十月二十七日の当委員会での質問は、海上保安庁の海上警察権の強化について質問をさせていただきました。政府の方

も、また国土交通省も、昨年からの海上保安庁の警察権の強化については積極的に取り組んでいただいて、これが一月に基本方針をまとめ、八月にはいわゆる中間取りまとめが行われたということでした。そこで、私の方から、これは早く法整

備をして、是非提出し、成立すべきであるという質問をいたしましたところ、前田大臣あるいは松原副大臣から、来年の通常国会を目指して提出するつもりであると、大変強い答弁をいただきました。誠に有り難かったです。

領海警備の、要するに海上警察権の強化というのは、まあ当然のことなんですけれども、昨年の中国漁船のあいう事件、領海侵犯ということから端を発して、本当に日本のこの広い領海をどうやって守っていくかと。それには、海上保安庁法にも、自衛隊法もそうだと思うんですけれども、領海警備という言葉がないんですね、法律に。これ非常に不思議なことなんですけれども、領海警備というのは自衛隊法にもないんです。ですから、あれ、じゃ、どういうふうに、じゃ、領海警備していないのかというと、あれは調査研究ということをしていくという前向きな答弁があったので、私

は是非評価をいたしたいと思っています。そこで、今日は時間がありませんので、尖閣諸島のことについて質問をさせていただきますと思います。

まず、尖閣諸島の灯台が今設置されていますね。これは小さな民間企業が、民間人が設置したということと、しかし、たしかこれは管理監督は海上保安庁で管理していると思うんですけれども、この今、まず最初にといいますか、簡単に、灯台が機能をしているのか、それからこの整備については定期的に上陸して点検していくのか、それからまた、今後この灯台をもっとしっかりしたもの、強化、整備、能力を含めて、機能を含めて、そういうふうなことがあるのか、この点についてお答えをいただければと思っております。

○政府参考人(柳野龍二君) 今先生御指摘のようにな、私も海上保安庁が魚釣島にございます灯台を管理いたしております。大体年間一回ぐらい数人で上陸いたしましたして、電球は切れていないとか土台が揺らいでいないとか電気がついていないとかとかというのを点検をいたしまして、所要の整備をしていくところでございます。

○藤井孝男君 まあ最低限のことをやっているというところですよね。

しかし、この灯台の能力というのは大体十キロメートルぐらいしか届かない。ですから、日本の漁船が操業しようとしても、非常にあそこは波の高いところでありまして、非常に台風の来りも多いということですから、今現在の灯台の能力をただ維持管理しているだけでは、これはとてもじゃないけれども安全操業、我が国の、そういうことに対応できないんじゃないかと。これを、大臣、強化する、こういうおつもりはありますか。

○国務大臣(前田武志君) 藤井委員のこの前の御指摘もそうでした。ちょうど一年前、尖閣問題があつて、ちょうど私、そのころ参議院の予算委員長をやつておつたわけなんですけれども、この問題で、予算委員会ではもうほとんどこの問題一色だったという記憶があります。あの当時の議論のことを思い浮かべながら、今、藤井委員の御質疑の含意といえますか、そういったことを察するに、委員の危機感というのはよく分かるわけでありまして。

しかし、今のところ、要するに、非常に、日本の領土であるということ、切どうこう、他国との関係というものはないわけでございますが、その後こうやってまあまあ落ち着いた環境の中で我が国の領海というものの警備を海上保安庁が一生懸命やつていっている中で、この灯台の機能はまあ何とか果たしているものというふうな考えでおりますが、委員の御指摘というものもよく分かりますので、今後こういう面での強化ということについても慎重に検討をしてみたいと思っております。

○藤井孝男君 前回の答弁と大分違つてトーンが下がつているような答弁で、余り心もとないような答弁で、残念でなりません。

実効支配というものを、我が国はちゃんとした固有の領土であるという立場ですから、我が国は、そのために、灯台一つとつても、本当に心もとないう灯台をただ管理しているというだけ。

今後についても、領海警備、警察権を強化するということは非常に結構なことですから、実際あそこでも漁業したいという漁民も大勢いらつしやるわけですね。そういった人たちの安全操業、ということとは、ここは気象予報もされてないんです、この尖閣諸島は。そういう意味では、やっぱり漁船が、漁民が漁業を行うについては気象情報とか、あるいは灯台、安全航行、それからできれば、今日は質問する時間がないのでまた次回に譲りますけれども、そのために避難港をつくってほしいとか、最低限そういったことをしっかりと明確にして方針を出すことによって、あの石垣島あるいは宮古島、そういった人たち、与那国島の人たちが尖閣の、豊富な漁場ですから、そういった安心、少しでもできるように、ああ、日本はちゃんと法律的にも、また、いわゆる設備においても、あるいは気象情報においてもやっぱりしっかりとやってきているんだという安心感を与える、これが結果的には実効支配につながっていくものだと思います。

何もあそこ、自衛隊を、海上保安庁を上陸させてどうのこうのという、そういうとげとげしい話をいきなりするんじゃないで、やっぱり漁業の安全、そして気象情報の確な情報を提供する、そして、そのことによって漁民の皆さん方が少し、でも豊富な漁場に行つて操業ができるような、こういったことが結果的には領海を守る、そして領土をやつぱりしっかりとした形の中で目に見えるようににしながらいいと思つています。

あのときは、今、前田大臣も話がありましたように、予算委員会ほとんどこの問題で費やされたと思つて、東日本大震災、原発事故が起きたまじで、何かこの問題がだんだんだんだん遠いかなたに追いやられるような私は危機感を持つているものだから、あえてこの委員会ですること

について発言をさせていただきます、もし大臣から何か一言あればよろしく願ひします。

○国務大臣(前田武志君) 藤井委員の御指摘も踏まえまして、まずは海上保安庁法の改正ということになりますか、この強化ということを是非通常国会においてまずやり遂げて、一步一步前進をしていきたい、このように思います。

○藤井孝男君 そのことはもうお約束いただいたということでも心強く思つています、我が党もそういったことについては積極的に賛同したいと思ひます。

いずれにしましても、一步一步でありますけれども、着実に我が国の領土であるということを国民の皆さん方、あの地域の皆さん方に示せるように頑張つていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

東日本大震災被災地のバス路線の復旧支援について伺います。

自からも被災をしながら、被災地の住民の皆さんの足を守ろうと懸命に努力されてこられたバス事業者、また従業員の皆さんに敬意を表したいと思ひます。

私も八月に仙台に伺いました。視察をした際に、宮城県のバスの被災状況を伺う機会がございました。宮城交通では、気仙沼営業所が津波とその後火災で全壊、焼失。岡田、石巻各営業所は津波による被害、バス、自家用車ともに被害。古川営業所は震災により大きく破損し、建て替えの必要があるとのことでありました。また、岩手県交通では、大船渡営業所、高田バスターミナルが全壊するなどの被害がございました。

バス路線の復旧については、特に学校関係者から子供たちの足を確保したいという強い要望がございまして、仮設営業所等で早期に再開したいという経緯もあるとのことでございます。何とか借地に仮設営業所を建てて路線を運行しているわけでありますが、借地料が経営を圧迫している、また

バス車両については全国各地から支援を受けたものであります。これからの季節、暖房設備や燃料の凍結防止など寒冷地仕様で改造する費用が一台当たり百万円程度掛かる、しかし現地からはなかなか支援が受けられないんだという声も寄せられております。

そこでお尋ねをしますが、この度成立をした三次補正にはそうした支援メニューが盛り込まれていくのでしょうか。

○政府参考人(中田徹君) 今、委員御指摘のように、今回の震災ではバスについても大変な損害が発生してございます。被災地におきましては、仮設住宅の設置等、被災によりまして人の移動ニーズが大幅に変化したということ等によりましてバスの輸送人員が激減をいたしました、一日一定以上の輸送量であるということ等、補助要件を満たせなくなるような事態も発生したところでございします。

そのため、私どもとしては、これに対応するために、補助要件の緩和等、地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例を講じたところでございします。これに伴いまして補助金交付見込額が増加いたしました、それに対応するために今般の二十三年度三次補正予算において同事業に約八億一千万円追加計上いたしましたところでございします。

今、委員御指摘のございました仮設営業所の設置等の件でございしますが、この地域公共交通確保維持改善事業におきましては、従来より国庫補助系統に係る経常欠損を補助対象といたしておりまして、営業所に関しても、これに伴う経常的な費用は算定の対象になってございします。

このため、今般、仮設でいろいろ対応していただいておりますこととございしますが、そういう仮設のものでございしても、営業所の借地料については同様に国庫補助系統に係るものについて補助の対象でございします。

また、今般、他の事業者から支援ということで車両の提供をいただいておりますが、それに要する改造の費用につきましては、今般措置いたした

ました被災地特例によりまして、国庫補助系統の運行の用に供する車両であれば、車両購入費又は車両減価償却費として国庫補助の対象でございします。

いずれにいたしましても、国庫補助系統に係る委員御指摘の費用、追加的な費用につきまして補助対象というふうにしてございします。

○吉田忠智君 借地料については入るといふことでありますが、先ほど私が申し上げた車両の改造費については入るといふことで理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(中田徹君) 車両の購入だけでなく、車両を改造する費用につきましても、その改造した分について補助の対象といたしてございします。

○吉田忠智君 サバイバルの補助が活用できるということが被災地の事業者、自治体に周知されていないのではないかと、そのように思われます。早急に対策を求めたいと思ひます。

しかしながら、そもそもこのサバイバル戦略は、通常時の地域公共交通の維持改善が目的であります。災害などの緊急時を想定したものではありません。予算規模が限られる中、全国のローカルな生活交通へのしわ寄せも懸念をされるところであります。

鉄道については、不十分ながら災害復旧を目的とした鉄道軌道整備法が支援メニューとして存在しております。大震災ではなくても、さきの台風十二号、十五号の規模のものはこれからまた頻発をすることが想定されるわけでありますが、国民の生命、財産を守り移動を保障するという上で、バス路線についても鉄道軌道法に相当するような法的な災害復旧支援のスキームを早急に整備すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(中田徹君) 災害復旧についての対応のお尋ねでございます。

今、委員御指摘のように、鉄道につきましても、鉄道軌道整備法に基づきまして災害復旧事業が行われる鉄道が線路やトンネルのような土木構

造物を多く保有していることに鑑みて法律が制定され、特別な補助がされているというふう
に理解してございますが、一方、路線バスにつき
ましては、保有している資産が車両や営業所の建
物等に限られておりまして、その復旧に要する費
用は鉄道等に比べると非常に少ないというふう
に考えてございます。このため、バス路線につ
きましては、インフラの整備ということではな
く、先ほども御説明いたしましたように、従来から運
行に伴う経常的な欠損、赤字に対して補助をする
と。これは予算措置でございしますが、補助をする
ということを行ってまいりました。

今般の大震災におきまして、被災状況、被災
地のニーズ、いろんな今回の震災に対応したニ
ーズに柔軟に対応するということが、被災地の変
化、生活の変化に対応して生活交通の確保や津波
等で失われた車両の回復を図るために、先ほど御
説明したような特例措置を講じたところでござい
ます。

今後も災害復旧の必要が生じた場合につきま
しては、今回の経験を生かしまして、被災地のニ
ーズに柔軟に対応するという意味で、予算措置を講
じるという形で今後もバス路線の復旧にしっかりと
取り組んでまいりたいと、こういう考え方でござ
います。

○吉田忠智君 今回、三陸鉄道あるいはJRの地
方路線が被災を受けた際には、代替バス路線とい
うものもつくられて、そういう形で対応もしてい
るわけでございします。

大臣、是非そうしたスキームを検討するとい
う言葉をいただきましたと思いますが、いかがで
しょうか。

○国務大臣(前田武志君) 被災地においては復興
の過程で新しい町づくりということになるわけ
ですが、当然のことながら、高齢化が格段と進むで
しょうし、そしてまた、生徒さんと今までの学校
等との距離がまた変わったりということで、交通
弱者が随分多くなると思っています。そういった意
味では、委員御指摘のようなことが非常に重要な

観点だと思ひます。

そして、これは、何も東北のみならず全国にお
いて急激に高齢化が進む中で、一つの公共交通の
在り方としては重要な視点として受け止めてやっ
てまいりたいと、こう思っております。

○吉田忠智君 検討するということはお言葉はいただ
けませんでした。是非これから前向きに研究、検
討をしていただきたいと思います。

当面する被災地でのバス事業者への支援につ
いて、制度の周知徹底を含め、国交省としても是非
知恵を絞っていただきたい、そのことを要請をし
まして、質問を終わります。

○委員長(岡田直樹君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

午後一時四十五分に再開することとし、休憩い
たします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(岡田直樹君) ただいまから国土交通委
員会を再開いたします。

津波防災地域づくりに関する法律案及び津波防
災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律
の整備等に関する法律案の両案を一括して議題と
いたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。前田
国土交通大臣。

○国務大臣(前田武志君) ただいま議題となりま
した津波防災地域づくりに関する法律案及び津波
防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案の提案理由につきまし
て御説明申し上げます。

まず、津波防災地域づくりに関する法律案につ
きまして申し上げます。

本年三月の我が国観測史上最大の地震及びこれ
に伴う大津波により、東北地方及び関東地方の太
平洋沿岸を中心に甚大な被害が発生したところで

あります。

これまでの津波対策は、主に海岸堤防などの
ハード整備を中心に行ってまいりましたが、今回
のような大規模な津波に備えていくためには、災
害には上限がないことを教訓に、何としても人命
を守るため、ハードとソフトの施策を組み合わ
せた多重防御による津波防災地域づくりを進めて
いく必要があります。このような地域づくりは、被
災地の復興において推進することはもちろん、全
国においても行うことが求められていることか
ら、津波防災地域づくりのための一般的な制度を
創設することが必要であります。

このような趣旨から、この度の法律案を提案
することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について説明申し上げ
ます。

第一に、国土交通大臣は、津波防災地域づく
りに関する基本指針を定めなければならないこと
としております。

第二に、都道府県知事は、基本指針に基づき、
津波浸水想定を設定することとしております。

第三に、市町村は、津波防災地域づくりを総合
的に推進するための計画を作成することができ
ることとし、当該計画の区域において、土地区画整
理事業に関する特例、津波からの避難に資する建
築物の容積率規制の特例等について措置すること
としております。

第四に、一団地の津波防災拠点市街地形成施設
に関する都市計画について定めることとしており
ます。

第五に、都道府県知事又は市町村長は、津波に
よる人的災害を防止し、又は軽減する盛土構造
物、開門等の津波防護施設の管理等を行うことと
してしております。

第六に、都道府県知事は、警戒避難体制を特に
整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として
指定することができることとするとともに、一定
の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津
波災害特別警戒区域として指定することができる

こととしております。

次に、津波防災地域づくりに関する法律の施行
に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきま
して申し上げます。

この法律案は、津波防災地域づくりに関する法
律の施行に伴い、水防法、土地収用法、都市計
画法その他の関係法律について必要な規定の整備
を行うものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申
上げます。

第一に、水防法の目的等の規定において、「津
波」を明確化することとしております。

第二に、水防計画について、津波発生時の水防
活動など、危険を伴う活動に従事する者の安全の
確保に配慮することとしております。

第三に、洪水、津波又は高潮による著しく激甚
な災害が発生した場合に、国土交通大臣が浸入し
た水の排除等の水防活動を緊急に行うことができ
ることとしております。

第四に、津波防護施設に関する事業を、土地を
収用し、又は使用することができる事業とするこ
ととしております。

そのほか、関係法律につきまして、所要の規定
の整備を行うこととしております。

以上が、津波防災地域づくりに関する法律案及
び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案を提案する理由
であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう
う、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(岡田直樹君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

十一月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに
関する請願(第二四号)(第二五号)(第九八号)
(第一〇二号)(第一三二号)(第一四二号)(第
一四三号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五
四号)(第一七〇号)(第一七一〇号)(第一七二
号)(第一七三三号)(第一七四号)(第一七五号)
(第一七六号)(第一七七号)(第一八〇号)(第
一八三三号)

第二四号 平成二十三年十月二十日受理
尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 福岡県糸島市志摩岐志九三〇 山
本泰蔵 外百名

紹介議員 松山 政司君

現在、尖閣諸島海域では、中国漁船による領海
侵犯と違法操業が繰り返されており、中国漁船の
不法衝突事件は、中国漁船船長を処分保留のまま
釈放する結果となった。このままでは、尖閣諸島
海域での中国漁船の違法操業が常態化し、我が国
の主権が奪われる。

ついては、尖閣諸島を始め我が領土領海を守り
抜くため、次の措置を採らねばならぬ。

一、尖閣諸島に緊急に諸般の現地調査を行う
とともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業の
ため、灯台の設置及び避難港の整備などに取り
組むこと。

二、現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り
返され、日本の漁場が奪われている。その対策
のため関係省庁による警備体制を強化し、直ち
に拿捕を可能とする関係法令の整備を図ること。

第二五号 平成二十三年十月二十日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 横浜市青葉区松風台一六ノ二 建

山久芳 外百名

紹介議員 金子 洋一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第九八号 平成二十三年十月二十一日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 東京都世田谷区代田一ノ一〇ノ六
ノ三〇六 鈴木由充 外百名

紹介議員 桜内 文城君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一〇二号 平成二十三年十月二十一日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 岐阜市西郷本郷二ノ一六ノ三ノ
二〇一 馬淵雅宣 外百名

紹介議員 渡辺 猛之君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一三二号 平成二十三年十月二十四日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 川崎市宮前区有馬四ノ一六ノ三ノ
一 大葉勢清英 外百名

紹介議員 中村 博彦君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一四二号 平成二十三年十月二十四日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 横浜市青葉区市ケ尾町一、六四〇
ノ六ノ二〇六 別府由紀 外百名

紹介議員 藤井 基之君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一四三三号 平成二十三年十月二十四日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 山形県東置賜郡高島町二井宿一、
〇七六 梅津伊兵衛 外百名

紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一五一号 平成二十三年十月二十五日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 大阪府城東区中浜三ノ七ノ四 柳
原由起夫 外百名

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一五二号 平成二十三年十月二十五日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 名古屋市中区徳川一ノ二〇一 南
部文宏 外百名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五四号 平成二十三年十月二十五日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 東京都世田谷区代田一ノ一〇ノ六
ノ三〇六 鈴木慶子 外九十九名

紹介議員 山田 俊男君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七〇号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 兵庫県淡路市多賀七四〇 本名孝
至 外百名

紹介議員 末松 信介君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七一号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 徳島県名西郡石井町石井六三三ノ
一 外百名

一〇 山崎文靖 外百名

紹介議員 中西 祐介君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七二二号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 京都市左京区鞍馬貴船町一八〇
高井和夫 外百名

紹介議員 二之湯 智君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七三三号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 東京都世田谷区若林四ノ一二ノ二
一ノ二〇一 坂直純 外百名

紹介議員 赤石 清美君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七四号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 新潟県燕市宮町四、四四五 星野
和彦 外百名

紹介議員 中原 八一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七五号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 東京都世田谷区三宿一ノ四ノ一ノ
二〇二 三荻祥 外百名

紹介議員 石井みどり君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七六号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに関する
請願

請願者 東京都調布市飛田給二ノ四三ノ一

紹介議員 〇 福島辰好 外百名

紹介議員 丸川 珠代君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一七七号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 東京都目黒区青葉台三ノ一五ノ一

八 荒木榮子 外百名

紹介議員 三原じゅん子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一八〇号 平成二十三年十月二十六日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 東京都町田市玉川学園五ノ一六ノ

三〇ノ一 鈴木考将 外百名

紹介議員 橋本 聖子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一八三号 平成二十三年十月二十七日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 兵庫県姫路市網干区宮内一九三

澤弘隆 外百名

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに

關する請願(第二二六号)(第二二八号)(第二

三九号)

第二二六号 平成二十三年十一月七日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 大阪市都島区都島中通二ノ八ノ一

九 青木匠 外百十名

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二二八号 平成二十三年十一月七日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 静岡市葵区楠木二五〇ノ二 高山

國臣 外百名

紹介議員 牧野たかお君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二三九号 平成二十三年十一月九日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ二八ノ

五ノ二F 前田多恵子 外百名

紹介議員 丸山 和也君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託され

た。一、尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに

關する請願(第二二七〇号)(第二三〇七号)

第二二七〇号 平成二十三年十一月十一日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 茨城県笠間市笠間一、二四二 檜

山計眞 外百名

紹介議員 長谷川大紋君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二三〇七号 平成二十三年十一月十七日受理

尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに關する

請願

請願者 横浜市青葉区市ヶ尾町一、六四〇

ノ六ノ二〇六 別府正智 外百名

紹介議員 川口 順子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、津波防災地域づくりに關する法律案

一、津波防災地域づくりに關する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律案

津波防災地域づくりに關する法律案

津波防災地域づくりに關する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本指針等(第三条―第五条)

第三章 津波浸水想定の設定等(第六条―第九

条)

第四章 推進計画の作成等(第十条・第十一条)

第五章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例(第

十二條―第十四條)

第二節 津波からの避難に資する建築物の容

積率の特例(第十五條)

第三節 集団移転促進事業に関する特例(第

十六條)

第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

に関する都市計画(第十七條)

第七章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理(第十八條―第

三十七條)

第二節 津波防護施設に関する費用(第三十

八條―第四十九條)

第三節 指定津波防護施設(第五十條―第五

十二條)

第八章 津波災害警戒区域(第五十三條―第七

十一條)

第九章 津波災害特別警戒区域(第七十二條―

第九十二條)

第十章 雑則(第九十三條―第九十八條)

第十一章 罰則(第九十九條―第一百三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、津波による災害を防止し、

又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心

して暮らすことのできる安全な地域の整備、

利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」とい

う。)を総合的に推進することにより、津波によ

る災害から国民の生命、身体及び財産の保護を

図るため、国土交通大臣による基本指針の策

定、市町村による推進計画の作成、推進計画区

域における特別の措置及び一団地の津波防災拠

点市街地形成施設に関する都市計画に関する事

項について定めるとともに、津波防護施設の管

理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の

整備並びに津波災害特別警戒区域における一定

の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する

措置等について定め、もって公共の福祉の確保

及び地域社会の健全な発展に寄与することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一

項に規定する海岸保全施設をいう。

2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法

(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第五項

に規定する港湾施設をいう。

3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場

整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条

に規定する漁港施設をいう。

4 この法律において「河川管理施設」とは、河川

法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二

項に規定する河川管理施設をいう。

5 この法律において「海岸管理者」とは、海岸法

第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。

6 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法

第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港漁

場整備法第二十五条の規定により決定された地

方公共団体をいう。

8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七條に規定する河川管理者をいう。

9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法昭和二十六年法律第二百四十九号第四十一條第三項に規定する保安施設事業をいう。

10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土、構造物、閘門その他の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であつて、第八條第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。

11 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第十八條第一項又は第二項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。

12 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するものうち、公益的施設以外のものをいう。

15 この法律において「団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する、団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び

公共施設をいう。

第二章 基本指針等
(基本指針)

第三條 国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

二 第六條第一項の調査について指針となるべき事項

三 第八條第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

四 第十條第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項

五 第五十三條第一項の津波災害警戒区域及び第七十二條第一項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(国及び地方公共団体の責務)
第四條 国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせる一体的に講ずるよう努めなければならない。

(施策における配慮)
第五條 国及び地方公共団体は、この法律に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び

福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第三章 津波浸水想定の設定等
(基礎調査)

第六條 都道府県は、基本指針に基づき、第八條第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の調査の結果について必要な報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、都道府県による第八條第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更に関する基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質その他の事項に関する調査であつて広域的な見地から必要とされるものを行うものとする。

4 国土交通大臣は、関係都道府県に対し、前項の調査の結果を通知するものとする。

(基礎調査のための土地の立入り等)
第七條 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、前条第一項又は第三項の調査（次条第一項及び第九條において「基礎調査」という。）のためにやむを得ない必要があるときは、その必要限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県又は国は、第一項の規定による立ち入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合においては、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

(津波浸水想定)
第八條 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があつた場合に想定される浸水の区域及

び水深をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。

(基礎調査に要する費用の補助)

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第四章 推進計画の作成等

(推進計画)

第十条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

二 津波浸水想定に定める浸水の区域(第五十条第一項において「浸水想定区域」という。)における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項

三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項

ロ 津波防護施設の整備に関する事項

ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)第十六条において「集団移転促進法」という。)、第二条第二項に規定する集団移転促進事業(第十六条において「集団移転促進事業」という。))に関する事項

ヘ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十八号)第二条第五項に規定する地籍調査(第九十五条において「地籍調査」という。))の実施に関する事項

ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を促進に関する事項

4 推進計画は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二第一項の市町村の都市計

画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからヘまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからヘまでに掲げる事項について関係管理者等(関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。)その他同号イからヘまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

6 市町村は、推進計画のうち、第三項第三号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等が作成する案に基づいて定めるものとする。

7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。

8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。

9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第三項第三号イからヘまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。

10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

11 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。

12 第五項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。

(協議会)

第十一条 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 推進計画を作成しようとする市町村

二 前号の市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 関係管理者等その他前条第三項第三号イからヘまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者

四 学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例

(津波防災住宅等建設区)

第十二条 津波による災害の発生のおそれ著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地(推進計画区域内にあるものに限る。)の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)内の津波による災害の防止又は軽減を図る

ための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であつて、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの（以下「津波防災住宅等建設区」という。）を定めることができる。

2 津波防災住宅等建設区は、施行地区において津波による災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

3 事業計画において津波防災住宅等建設区を定める場合には、当該事業計画は、推進計画に記載された第十条第三項第三号に掲げる事項（土地区画整理事業に係る部分に限る。）に適合して定めなければならない。

（津波防災住宅等建設区への換地の申出等）
第十三条 前条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、施行者（当該津波防災住宅等建設区に係る土地区画整理事業を施行する者をいう。以下この条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（第四項及び次条において「換地計画」という。）において当該宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

二 事業計画の変更により新たに津波防災住宅等建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い津波防災住宅等建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

4 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができず、工作物で国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができず、権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

5 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 施行者は、第四項の規定による指定をしたと

きは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 施行者が土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（津波防災住宅等建設区への換地）
第十四条 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を津波防災住宅等建設区内に定めなければならない。

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例
第十五条 推進計画区域（第五十三条第一項の津波災害警戒区域である区域に限る。）内の第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄倉庫その他これに類する部分で、建築基準法昭和二十五年法律第二百一十一号第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項、第二号、第五十七條の二第三項、第五十九條第三項及び第三項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項、第六十條の二第一項及び第四項、第六十八條の三第一項、第六十八條の四、第六十八條の五（第二号を除く。）、第六十八條の五の二（第二号を除く。）、第六十八條の五の三（第一項第一号を除く。）、第六十八條の五の四（第一号を除く。）、第六十八條の五の五の第一項第一号、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六條第三項及び第四項、第八十六條の二第二項及び第三項、第八十六條の五第三項並びに第八十六條の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九條第一項、第六十條の二第二項及び第六十八條の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定

する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限り。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

第三節 集団移転促進事業に関する特例
第十六条 集団移転促進事業推進計画区域内に存する集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域に係るものであつて、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限り、次項において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。）は、推進計画に記載された第十条第三項第三号に掲げる事項に適合するものでなければならない。

2 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは」とあるのは「津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第

号）第十六条第二項の規定により同項の申出に係る」と、定めなければならない。この場合においては「とあるのは」と定める場合においては「と」と、同法第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して」とあるのは「都道府県知事」とあるのは「集団移転促進事業計画」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同法第七項中「都道府県知

事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

第十七条 次に掲げる条件のいずれにも該当する

第二条第十四項に規定する区域であつて、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。

一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物（津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二 前項第二号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されること。

三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。

第七章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理

第十八条 津波防護施設の開設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設で都道府県知事が指定したもののについては、当該津波防護施設の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを變更するときは、同様とする。

第十九条 津波防護施設の開設又は改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。

（境界に係る津波防護施設の管理の特例）

第二十条 都府県の境界に係る津波防護施設については、関係都府県知事は、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する津波防護施設について管理を行う場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行うものとする。

（津波防護施設区域の指定）
第二十一条 津波防護施設管理者は、次に掲げる

土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。

一 津波防護施設の敷地である土地の区域

二 前号の土地の区域に隣接する土地の区域であつて、当該津波防護施設を保全するため必要なもの

2 前項第二号に掲げる土地の区域についての津波防護施設区域の指定は、当該津波防護施設を保全するため必要な最小限度の土地の区域に限つてするものとする。

3 津波防護施設管理者は、津波防護施設区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときは、同様とする。

4 津波防護施設区域の指定、變更又は廃止は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

（津波防護施設区域の占用）

第二十二条 津波防護施設区域内の土地（津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。

2 津波防護施設管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

（津波防護施設区域における行為の制限）

第二十三条 津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 津波防護施設以外の施設又は工作物（以下この章において「他の施設等」という。）の新築

又は改築

二 土地の掘削、盛土又は切土

三 前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める行為

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

（経過措置）

第二十四条 津波防護施設区域の指定の際現に権原に基づき、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定により許可を要する行為を行つている者又は同項の規定によりその設置について許可を要する他の施設等を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は他の施設等の設置について当該規定による許可を受けたものとみなす。同項ただし書若しくは同項第三号の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は他の施設等を設置している者についても、同様とする。

（許可の特例）

第二十五条 国又は地方公共団体が行う事業についての第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす。

（占用料）

第二十六条 津波防護施設管理者は、国土交通省令で定める基準に従ひ、第二十二条第一項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。

（監督処分）

第二十七条 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を變更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき津波防護施設

の保全上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。 一 第三十二条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者 二 第三十二条第一項又は第二十三条第一項の許可に付した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第二十三条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二十三条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 津波防護施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 二 津波防護施設の保全上著しい支障が生じたとき。 三 津波防護施設の保全上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ない必要が生じたとき。 四 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、津波防護施設管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。 五 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設の施設等を保管しなければならぬ。 六 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者(第九項において「所有者等」という。)に対し当該他の施設等を返還するため、	政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。 六 津波防護施設管理者は、第四項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。 七 津波防護施設管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。 八 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。 九 第三項から第六項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。 十 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した他の施設等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該他の施設等の所有者は、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。 (損失補償) 第二十八条 津波防護施設管理者は、前条第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。 二 前項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議し	なければならない。 三 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。 四 津波防護施設管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号に該当する場合における同項の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。 (技術上の基準) 第二十九条 津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。 二 前項に定めるもののほか、津波防護施設の形状、構造及び位置について、津波による人的災害の防止又は軽減のため必要とされる技術上の基準は、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県(第十八条第二項の規定により市町村長が津波防護施設を管理する場合にあつては、当該市町村長が統括する市町村)の条例で定める。 (兼用工作物の工事等の協議) 第三十条 津波防護施設と他の施設等とが相互に効用を兼ねる場合においては、津波防護施設管理者及び他の施設等の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該津波防護施設及び他の施設等の工事、維持又は操作を行うことができる。 二 津波防護施設管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の施設等の管理者が津波防護施設の工事、維持又は操作を行う場合において	は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 (工事原因者の工事の施行等) 第三十一条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事以外の工事(以下この章において「他の工事」という。)又は津波防護施設に関する工事若しくは津波防護施設の維持の必要を生じさせた行為(以下この章において「他の行為」という。)により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。 二 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。))に関する工事、地すべり防止工事(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事をいう。以下同じ。)、急傾斜地崩壊防止工事(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。第四十三條第二項において同じ。))又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事については、河川法第十九条、道路法第二十三条第一項、地すべり等防止法第十五条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六条第一項又は海岸法第十七条第一項の規定を適用する。 (附帯工事の施行) 第三十二条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその津波防護施設に関する工事と併せて施行することができる。 二 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事(砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事
---	---	---	---

をいう。第四十四条第二項において同じ。）、地すべり防止工事又は海岸保全施設等（海岸法第八条の二第一項第一号に規定する海岸保全施設等をいう。第四十四条第二項において同じ。）に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二條第一項、砂防法第八条、地すべり等防止法第十四条第一項又は海岸法第十六条第一項の規定を適用する。

（津波防護施設管理者以外の者の行う工事等）

第三十三条 津波防護施設管理者以外の者は、第二十条第一項、第三十条第一項及び第三十一条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより津波防護施設管理者の承認を受けて、津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、津波防護施設管理者の承認を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が行う事業についての前項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、同項の規定による承認があつたものとみなす。

（津波防護施設区域に関する調査のための土地の立入り等）

第三十四条 津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者は、津波防護施設区域に関する調査若しくは測量又は津波防護施設に関する工事のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第七条第一項を除く。の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県又は国」とあるのは、「津波防護施設管理者」と読み替えるものとす。

（津波防護施設の新設又は改良に伴う損失補償）

第三十五条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、津波防護施設管理者が津波防護施設を新設し、又は改良したことに伴い、当該津波防護施設に面する土地について、通路、溝、垣、柵その他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、津波防護施設管理者は、これらの工事をするを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、津波防護施設管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、津波防護施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（津波防護施設台帳）

第三十六条 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 津波防護施設台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（許可等の条件）

第三十七条 津波防護施設管理者は、第二十二條第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第三十三條第一項の承認には、津波防護施設の保全上必要な条件を付することができる。

第二節 津波防護施設に関する費用

（津波防護施設の管理に要する費用の負担原則）

第三十八条 津波防護施設管理者が津波防護施設を管理するために要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該津波防護施設管理者の属する地方公共団体の負担とする。

（津波防護施設の新設又は改良に要する費用の補助）

第三十九条 国は、津波防護施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものを行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該工事に要する費用の一部を補助することができる。

（境界に係る津波防護施設の管理に要する費用の特例）

第四十条 都府県の境界に係る津波防護施設について第二十條第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該津波防護施設の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

（市町村の分担金）

第四十一条 前三条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、府県の区域又は維持による受益の限度において、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（兼用工作物の費用）

第四十二条 津波防護施設が他の施設等の効用を兼ねるときは、当該津波防護施設の管理に要する費用の負担については、津波防護施設管理者と当該他の施設等の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第四十三条 津波防護施設管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事の費用については、河川法第六十八条、道路法第五十九条第一項及び第三項、地すべり等防止法第三十五条第一項及び第三項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二十二條第一項又は海岸法第三十二條第一項及び第三項の規定を適用する。

（附帯工事に要する費用）

第四十四条 津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十二條第一項及び第二十三條第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第二十五条の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該津波防護施設に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事、地すべり防止工事又は海岸保全施設等に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条、道路法第五十八条第一項、砂防法第十六條、地すべり等防止法第三十四條第一項

又は海岸法第三十一条第一項の規定を適用する。

3 津波防護施設管理者は、第一項の津波防護施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第四十五条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県の条例で、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の条例で定める。

(負担金の通知及び納入手続等)

第四十六条 第二十七条及び前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第四十七条 第二十六条の規定に基づく占用料並びに第二十七条第九項、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第三項及び第四十五条第一項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、津波防護施設管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、津波防護施設管理者は、国土交通省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、津波防護施設管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第四十八条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第四十九条 前節の規定又は同節の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、同節又はこの節に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第三節 指定津波防護施設

(指定津波防護施設の指定等)

第五十条 都道府県知事は、浸水想定区域(推進計画区域内のものに限る。以下この項において同じ。)内に存する第二十条第十項の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。)が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するため有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする施設が存する市町村の長の意見を聴くとともに、当該施設の所有者の同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定を

するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定津波防護施設を公示するとともに、その旨を当該指定津波防護施設が存する市町村の長及び当該指定津波防護施設の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第五十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定津波防護施設を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、指定津波防護施設又はその敷地である土地の区域内に、それぞれ指定津波防護施設である旨又は指定津波防護施設が当該区域内に存する旨を表示した標識を設けなければならない。

2 指定津波防護施設又はその敷地である土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(行為の届出等)

第五十二条 指定津波防護施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法を、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 当該指定津波防護施設の敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 当該指定津波防護施設の改築又は除却

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該指定津波防護施設が存する市町村の長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該指定津波防護施設が有する津波による人的災害を防止し、又は軽減する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第八章 津波災害警戒区域

(津波災害警戒区域)

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位(津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上

昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であつて、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第五十四条 市町村防災会議（災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）

の実施に関する事項

四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（指定避難施設の指定）

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる

基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工物物について第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（市町村地域防災計画における指定避難施設に関する事項の記載等）

第五十七条 市町村防災会議は、前条第一項の規定により指定避難施設が指定されたときは、当該指定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。この場合においては、当該市町村地域防災計画において、併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を、同項第一号に掲げる事項として定めるものとする。

（指定避難施設に関する届出）

第五十八条 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由によ

り当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消）

第五十九条 市町村長は、当該指定避難施設が廃止され、又は第五十六条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村は、前項の規定により第五十六条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（管理協定の締結等）

第六十条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分津波の発生時における避難の用に供する部分について、以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第六十一条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施

設所有者等となろうとする者(当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

(管理協定の内容)

第六十二条 第六十条第一項又は前条第一項の規定による管理協定(以下「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理協定の目的となる避難用部分(以下この条及び第六十五条において「協定避難用部分」という。)

二 協定避難用部分の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定避難施設(協定避難用部分の属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理協定の縦覧等)

第六十三条 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。

第六十四条 建築主事を置かない市町村は、建築

物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(管理協定の公告等)

第六十五条 市町村は、管理協定を締結したときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。

(市町村地域防災計画における協定避難施設に関する事項の記載)

第六十六条 市町村防災会議は、当該市町村が管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。

(管理協定の變更)

第六十七条 第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、管理協定において定めた事項の變更について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「予定施設所有者等」とあるのは、「予定施設所有者等(施設の建設後にあっては、施設所有者等)」と読み替えるものとする。

第六十八条 第六十五条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定に係る協定避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第六十九条 第五十四条、第五十五条、第五十七条及び第六十六条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により津波による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは、「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは、「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。)」と、同条第二項、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と、同項、第五十五条、第五十七条及び第六十六条中「市町村地域防災計画」とあるのは、「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(津波避難訓練への協力)

第七十条 指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この

条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 地下街等

二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。

5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行うおとるときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

第九章 津波災害特別警戒区域
(津波災害特別警戒区域)

第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画法第四十四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。)及び一定の建築物(居室建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限り、以下同じ。)の建築(同条第十三号に規定する建築

をいう。以下同じ。又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域以下「特別警戒区域」という。として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

8 第一項の規定による指定は、第六項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。

10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該

指定を解除するものとする。
11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第七十三条 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(第三項及び第九十四条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第二項に規定する中核市(第三項において「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市(第三項において「特例市」という。)の区域内にあつては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。
一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。)

二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれ大きいものとして特別警戒区域内の区域であつて市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途

3 市町村(指定都市、中核市及び特例市を除く。)は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

4 第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 特定開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外においてのみ第一項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為

二 開発区域が第二項第二号の条例で定める区域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第一項の制限用途(同号の条例で定める用途に限る。)の建築物の建築がされる予定の特定開発行為

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

(申請の手続)
第七十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 開発区域の位置、区域及び規模
二 予定建築物(前条第一項の制限用途のものに限る。)の用途及びその敷地の位置
三 特定開発行為に関する工事の計画
四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

第七十五条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があつたときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通省令で定める技術的基準に従ひ講じるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の特例)

第七十六条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた特定開発行為は、第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第七十七条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第七十八条 第七十三条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第七十四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第七十三条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第七十三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第八十一条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第七十三条第一項の許可の内容とみなす。

6 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該特定開発行為に係る第一項の許可又は第三項の規定による届出とみなす。

(工事完了の検査等)

第七十九条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為(第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為を除く。)に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事等は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨及び当該工事の完了後において当該工事に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければならない。

(開発区域の建築制限)

第八十条 第七十三条第一項の許可を受けた開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)内の土地においては、前条第三項の規定による公告又は第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十六条第三項の規定による公告があるまでの間は、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をしてはならない。ただし、開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築をするときその他都道府県知事等が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(特定開発行為の廃止)
第八十一条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を

を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十八条の規定による届出は、当該特定開発行為に係る前項の規定による届出とみなす。

(特定建築行為の制限)

第八十二条 特別警戒区域内において、第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物の建築(既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七十九条第三項又は都市計画法第三十六条第三項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為
二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為
(申請の手続)
第八十三条 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域
二 特定建築行為に係る建築物の構造方法
三 次条第一項第二号の政令で定める居室の床面の高さ
四 その他国土交通省令で定める事項
2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

3 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、市町村の条例で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域
二 特定建築行為に係る建築物の構造方法
三 その他市町村の条例で定める事項
4 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければならない。

5 第七十三条第三項の規定は、前二項の条例を定める場合について準用する。

(許可の基準)
第八十四条 都道府県知事等は、第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十二条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
二 第七十三条第二項第一号の政令で定める用途(当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあつては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ)が基準水位以上であること。

2 都道府県知事等は、第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十二条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

一 前項第一号の国土交通省令で定める技術的

基準に適合するものであること。

二 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。

イ 居室(共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあつては、各戸ごとの居室)の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。
ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。
4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(許可の特例)
第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第八十二条の許可を受けたものとみなす。

(許可証の交付又は不許可の通知)
第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもって通知しなければならない。

3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)は、することができない。
4 第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。

(変更の許可等)
第八十七条 第八十二条の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、次に掲げる場

合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、変更後の建築物が第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

一 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

二 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十三条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項(同項第二号に掲げる場合にあっては、市町村の条例で定める事項)を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第七十三条第三項の規定は、前項の条例を定める場合について準用する。

4 第八十二条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

5 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

(監督処分)

第八十八条 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な限度において、第七十三条第一項、第七十八條第一項、第八十二条若しくは前条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第七十三条第一項又は第七十八條第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第八十二条又は前条第一項の規定に違反し

て、特定建築行為をした者

三 第七十三條第一項、第七十八條第一項、第八十二条又は前条第一項の許可に付した条件に違反した者

四 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、開発区域内の土地の安全上必要な措置を第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

五 特別警戒区域で行われる又は行われた特定建築行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、第八十四条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項各号に掲げる基準に従つて行われていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

六 偽りその他不正な手段により第七十三条第一項、第七十八條第一項、第八十二条又は前条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該措置を行ふべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事等は、その命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事等は、第一項の規定による命令

をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第八十九条 都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者は、第七十三条第一項、第七十八條第一項、第七十九条第二項、第八十条、第八十二条、第八十七条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査することができる。

2 第七十五条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収等)

第九十条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八條第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定開発行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

しくは勧告をすることができる。

(許可の条件)

第九十一条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八條第一項の許可には、特定開発行為に係る土地における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可には、特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。

(移転等の勧告)

第九十二条 都道府県知事は、津波が発生した場合においては特別警戒区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十章 雑則

(財政上の措置等)

第九十三条 国は、津波防災地域づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視区域の指定)

第九十四条 都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう

努めるものとする。

(地籍調査の推進)

第九十五条 国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとする。

(権限の委任)

第九十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(命令への委任)

第九十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第九十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一章 罰則

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項の規定に違反して、津波防護施設区域を占用した者

二 第二十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

四 第八十条の規定に違反して、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をした者

五 第八十二条又は第八十七条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

六 第八十八条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第七項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第八十九条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第三項の規定に違反した者

二 第五十二条第一項の規定に違反して、届出をしない、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三 第九十条第一項又は第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二百三条 第五十八条、第七十八条第三項、第八十一条第一項又は第八十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九章、第九十九条第三号から第六号までに係る部分に限る。、第一百条(第二号に係る部分に限る。)、第一百一条(第三号に係る部分を除く。、及び第三号(第五十八条に係る部分を除く。))の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

津波防災地域づくりに関する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条の三」に改め、「組織及び活動」を削り、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第一条中「洪水」の下に「津波」を加え、「防ぎよし」を「防衛し」に、「因る」を「よる」に改める。

第二条第七項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第三条の二中「果す」を「果たす」に改め、「洪水」の下に「津波」を加える。

第七條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第九條中「海岸堤防等」を「海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等」とに、「海岸堤防等」を「海岸堤防、津波防護施設等」に改める。

第十条の見出し中「洪水予報」を「洪水予報等」に改め、同条第一項中「洪水」の下に「津波」を加え、同条第三項中「事項」の下に「(量水標管理にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)」を加える。

第十五条第四項中「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土

砂災害(河道閉塞による洪水を発生原因とするものを除く。)を防止するため必要と認められる」を「次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十五条第一項の津波災害警戒区域 同法第十五条に規定する事項

第十六条第一項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第二十九条中「又は高潮のはん濫により」を「津波又は高潮によつて氾濫による」に、「居住者」を「居住者、滞在者その他の者」に改める。

第四章の章名中「組織及び活動」を削る。

第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条に次の一項を加える。

4 第七條第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第三十二条を第三十三条とする。

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行うときは、あらかじめ

め、当該特定緊急水防活動を行おうとする場
所に係る水防管理者にその旨を通知しなけれ
ばならない。特定緊急水防活動を終了しよう
とするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊
急水防活動を行う場合における第十九条、第
二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十
六条及び第二十八條の規定の適用について
は、第十九条中「水防団長、水防団員及び消
防機関に属する者」とあり、第二十一条第一
項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属
する者」とあり、及び同条第二項中「水防団
長、水防団員若しくは消防機関に属する者」
とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十
二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水
防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防
協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水
防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防
協力団体の代表者」とあり、及び第二十八條
第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機
関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条
第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とす
る。

(水防訓練)

第三十二條の二 指定管理団体は、毎年、水防
団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を
行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎
年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水
防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二條の三 津波防災地域づくりに関する
法律第五十三條第一項の津波災害警戒区域に
係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、
同法第五十四條第一項第三号に規定する津波
避難訓練が行われるときは、これに参加しな
ければならない。
第四十三條の次に次の一条を加える。
(国の費用負担)

第四十三條の二 第三十二條第一項の規定によ
り国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要
する費用は、国の負担とする。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百
一十号)の一部を次のように改正する。

第八十八條第四項中「又は都市計画法」を、
「都市計画法」に改め、「第三十五條の二第一項
本文」の下に「又は津波防災地域づくりに関す
る法律(平成二十三年法律第 号)第七十
三条第一項若しくは第七十八條第一項」を加え
る。

(土地収用法の一部改正)

第三条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
九号)の一部を次のように改正する。

第三十條第十号の次に次の一号を加える。
十の三 津波防災地域づくりに関する法律
(平成二十三年法律第 号)による津波
防護施設

(気象業務法の一部改正)

第四条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十
五号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項中「気象」の下に「津
波」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五
号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の二第三項中「以下第百十五條の
二十三まで」を「次条から第百十五條の二十四ま
で」に改める。

第百十五條の二十三の次に次の一条を加え
る。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第百十五條の二十四 第七十六條第一項の規定
により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二
の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊
等が津波防災地域づくりに関する法律(平成
二十三年法律第 号)第二十二條第一項
又は第二十三條第一項の規定により許可を要

する行為をしようとする場合における同法第
二十五條の規定の適用については、撤収を命
ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命
令が解除されるまでの間は、同法第二十五條
中「国又は地方公共団体と津波防護施設管理
者との協議が成立したことをもって、これら
の規定による許可があつたものとみなす」と
あるのは、「これらの規定にかかわらず、国
があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為
をしようとする旨を通知することをもって足
りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた津波防災
地域づくりに関する法律第二十五條の通知を
受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設
の保全上必要があると認めるときは、当該通
知に係る部隊等の長に対し意見を述べること
ができる。

(都市計画法の一部改正)

第六條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の
一部を次のように改正する。

第十一條第一項中第十一号を第十二号とし、
第十号の次に次の一号を加える。

十一 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
(津波防災地域づくりに関する法律平成二
十三年法律第 号)第二十五條第十五項に
規定する一団地の津波防災拠点市街地形成
施設をいう。

第十一條第四項中「並びに流通業務団地」を
「流通業務団地並びに一団地の津波防災拠点
市街地形成施設」に改める。

第十三條第四項中「流通業務団地」の下に、
一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を加え
る。

第三十三條第一項第七号中「宅地造成等規制
法(昭和三十六年法律第九十一号)第三條第一
項の宅地造成工事規制区域内」を「次の表の上欄
に掲げる区域内」に、「開発行為に関する」を「同
表の中欄に掲げる」に、「同法第九條の規定」を
「同表の下欄に掲げる基準」に改め、同号に次の
表を加える。

宅地造成等規制法(昭和三十 六年法律第九十一号)第三 條第一項の宅地造成工事規制 区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九條の規 定に適合するものであるこ と。
津波防災地域づくりに関する 法律第七十二條第一項の津波 災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する 法律第七十三條第一項に規定 する特定開発行為(同法第四 項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事	津波防災地域づくりに関する 法律第七十五條に規定する措 置を同条の国土交通省令で定 める技術的基準に従い講じる ものであること。

第三十六條第三項に後段として次のように加
える。

この場合において、当該工事が津波災害特
別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法
律第七十二條第一項の津波災害特別警戒区域
をいう。以下この項において同じ。)内におけ

る同法第七十三條第一項に規定する特定開発
行為(同法第四項各号に掲げる行為を除く。
)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後
において当該工事に係る同法第四項第一号に
規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内
のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十

三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

(景観法の一部改正)

第七条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号ロ中「よる都市公園」の下に「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)による津波防護施設」を加え、同号ハ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可の基準

第十六条第七項第五号中「(6)」を「(7)」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設についての同法第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、同法第二十二條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第二十三條第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

第五十二条第一項中「第八条第二項第四号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同条第二項第四号ハ(4)」を「同条第二項第四号ハ(5)」に改

め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同号ハ(4)」を「同号ハ(5)」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第四号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ハ(6)」に、「同条第二項第四号ハ(5)」を「同条第二項第四号ハ(6)」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第四号ハ(6)」を「第八条第二項第四号ハ(7)」に、「同条第二項第四号ハ(6)」を「同条第二項第四号ハ(7)」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「土地収用法」を「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)」、「土地収用法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第六条中都市計画法第三十三條第一項第七号及び第三十六條第三項の改正規定は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する日から施行する。

(災害対策基本法の一部改正)

2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第三項」を「第四項」に、「第三十二條第一項」を「第三十三條第一項」に改める。

平成二十三年十二月十五日印刷

平成二十三年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D